

—資料—

<資料 1>これまでの地球環境研究を取り巻く情勢の動き …地球環境研究を取り巻く状況を年表形式に整理したもの……………	71
<資料 2>地球環境研究企画委員会研究分科会名簿 ………………	84
<資料 3>地球環境研究総合推進費の審査フロー、手続きフロー……………	88
<資料 4>平成 21 年度新規課題の公募要項、応募書類様式例……………	89

地球環境研究を取り巻く情勢の動き(全分野総括)

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2002 年	・カナナスキスサミット 気候変動はグローバルな解決を必要とする喫緊の課題であると認識;森林破壊の問題について議論			
2003 年	・エビアンサミット 成長と環境保護の両立のための科学技術の役割、京都議定書の重要性、HIV／エイズ、森林問題等について議論			
2004 年	・シーアイランドサミット 持続可能な開発は、環境を向上させるための国際的な協力と行動を必要とすることを認識; 発生抑制、再使用、再生利用(「3R」)イニシアティブを支持			
2005 年	・グレンイーグルスサミット 気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発に関する行動計画を発表 ・地球観測サミット ブリュッセルで開催 全地球観測システム10年計画を採択 ・日中鉄鋼業界が環境・省エネに向けた覚え書きに調印	・日本政府 コベネフィットの考え方を提唱		・PD・PO制度を導入 ・「課題検討調査研究」を廃止し、06 年から 40 歳以下の研究者を対象とする「地球環境研究革新型研究」を公募することに決定。.
2006 年	・サンクトペテルブルグサミット エネルギー安全保障、気候変動等について議論 ・日中経済協会訪中団 環境・省エネ分野の協力を確認			・課題番号のつけ方を、分野別アルファベット+初年度の西暦下2桁に通し番号を続ける方式に変更
2007 年	・ハイリゲンダムサミット 気候変動は自然環境と世界経済に深刻な被害を与える恐れがあることを認識; 50 年までに温室効果ガスを少なくとも半減するという欧州連合、カナダ、日本の決定を真剣に検討	・「環境立国戦略」を閣議決定		・各研究分科会の担当分野を見直し、名称を変更
2008 年	・洞爺湖サミット 気候変動、森林、生物多様性、3R等について議論 ・主要国環境相会合、温室効果ガス削減目標策定などを促す議長総括を発表 ・ASEM 首脳会合、「持続可能な発展に関する北京宣言」を公表 ・東アジア環境相会合、持続可能な都市づくりなど共同声明	・政府 地域活性化本部で「環境モデル都市」選定		
2009 年	・米オバマ大統領 グリーンニューディール政策を表明 ・国際再生可能エネルギー機関設立; 日本はオブザーバー参加	・環境相 「緑の雇用」提案 ・日本政府 環境「太平洋共同体」構想を提案	・エチゼンクラゲ激減	

全球システム変動分野の動き(1/3)

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2002年	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC第19回総会(ジュネーブ・スイス) ・COP8(ニューデリー・インド) ・ウィーン条約第6回締約国会議／モントリオール議定書第14回締約国会合(イタリア・ローマ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法を改正：大規模工場に準ずる大規模オフィスビルなどにエネルギー管理義務 ・地球温暖化対策推進法を改正。京都議定書目標達成計画の策定 ・地球温暖化対策推進大綱を見直し(地球温暖化対策推進本部決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球シミュレータの運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀の炭素管理に向けたアジア陸域生態系の統合的炭素収支研究」(～2006年度) ・「オゾン層破壊の長期変動要因の解析と将来予測に関する研究」(～2006年度) ・「東アジアにおけるハロカーボン排出実態解明のためのモニタリングシステム構築に関する研究」(～2004年度) ・「有機エアロゾルの地域規模・地球規模の気候影響に関する研究」(～2004年度) ・「地球温暖化の生物圏への影響、適応、脆弱性評価に関する研究」(～2004年度) ・「市町村における温室効果ガス排出量推計および温暖化防止政策立案に関する研究」(～2004年度) ・「能動型と受動型リモートセンサーの複合利用による大気汚染エアロゾルと雲の気候影響研究」(～2006年度) ・「京都議定書吸収源としての森林機能評価に関する研究」(～2006年度)
2003年	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC第20回総会(パリ・フランス) ・IPCC第21回総会(ウィーン・オーストリア) ・COP9(ミラノ・イタリア) ・モントリオール議定書第15回締約国会合(ケニア・ナイロビ) 			<p>環境省公開シンポジウム「しのびによる温暖化」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「陸域生態系の活用・保全による温室効果ガスシンク・ソース制御技術の開発一大気中温室効果ガス濃度の安定化に向けた中長期の方策一」(～2007年度) ・「大気中の水・エネルギー循環の変化予測を目的とした気候モデルの精度向上に関する研究」(～2005年度) ・「動物プランクトン群集組成の長期変動データに基づく海洋生態系の気候変動適応過程の解明」(～2005年度) ・「環礁州島からなる島嶼国の持続可能な国土の維持に関する研究」(～2005年度) ・「家庭用エネルギー消費削減技術の開発および普及促進に関する研究」(～2005年度) ・「2013年以降の地球温暖化対策に向けた国際合意のための方法に関する研究」(～2005年度)
2004年	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC第22回総会(ニューデリー・インド) ・COP10(ブエノスアイレス・アルゼンチン) ・モントリオール議定書第16回締約国会合(プラハ・チェコ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン回収破壊法改正 		<p>環境省公開シンポジウム「異常気象と温暖化その関係は？」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ統合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト」(～2008年度) ・「衛星観測データを利用した極域オゾン層破壊の機構解明に関する研究」(～2006年度) ・「温室効果ガス観測衛星データの解析手法高度化と利用に関する研究」(～2006年度) ・「極端な気象現象を含む高解像度気候変化シナリオを用いた温暖化影響評価」(～2006年度)

全球システム変動分野の動き（2/3）

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC第23回総会(アジア・アベバ・エチオピア) ・IPCC第24回総会(モントリオール・カナダ) ・COP11、COP/MOP1(モントリオール・カナダ) ・ウィーン条約第7回締約国会議／モントリオール議定書第17回締約国会合(ダカール・セネガル) ・EU域内排出量取引制度(EU ETS)が開始 ・京都議定書発効 ・グレンイーグルズ・サミットを開催(イギリス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画を策定(閣議決定) ・省エネ法を改正：運輸、工場・事業場、住宅・建築物分野における対策を強化 ・地球温暖化対策推進法を改正：温室効果ガス算定・報告・公表制度の導入 		<ul style="list-style-type: none"> ・環境省公開シンポジウム「脱温暖化社会にむけて」 ・「温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究」(～2009年度) ・「アジアにおけるオゾン・ブラックカードの空間的・時間的変動と気候影響に関する研究」(～2007年度) ・「アジア太平洋統合評価モデルによる地球温暖化の緩和・適応政策の評価に関する研究」(～2007年度) ・「ロシア北方林における炭素蓄積量と炭素固定速度推定に関する研究」(～2007年度)
2006年	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC第25回総会(ポートルイス・モーリシャス) ・COP12、COP/MOP2(ナイロビ・ケニア) ・モントリオール議定書第18回締約国会合(ニューデリー・インド) ・EU：航空機からの温室効果(温暖化)ガスの排出規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進法を改正：京都メカニズム活用のための制度を導入 ・環境省 メガワットソーラー共同利用モデル事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・スター氏(イギリス) 報告「気候変動の経済学」発表：温暖化対策を早期かつ強力に実施すれば経済的な便益をもたらすと主張 ・南極オゾンホール過去最大を観測 	<p>環境省公開シンポジウム「地球温暖化から未来をのぞく」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人間活動によるアジアモンスーン変化の定量的評価と予測に関する研究」(～2008年度) ・「アジアの水資源への温暖化影響評価のための日降水量グリッドデータの作成」(～2010年度) <p>(中間評価により延長決定)</p>
2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC第26回総会(バンコク・タイ) ・IPCC第27回総会(バレンシア・スペイン) ・IPCC第4次評価報告書(AR4) ・COP13、COP/MOP3(バリ・インドネシア) ・モントリオール議定書第19回締約国会合(モントリオール・カナダ) ・アジア欧州連合(ASEM)第3回環境大臣会合(コペンハーゲン・デンマーク) ・アジア太平洋環境開発フォーラム第2フェーズ(APFED II)第3回全体会合(成都・中国) ・G8気候変動、クリーンエネルギー及び第3回閣僚級対話(ベルリン・ドイツ) ・モントリオール議定書第19回締約国会合(モントリオール・カナダ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「クールアース50」を発表：世界の温室効果ガス排出量を2050年までに現状比で半減する長期目標を提示 ・アジアの市長による環境的に持続可能な交通に関する国際会議(京都) ・国際サンゴ礁イニシアティブ総会(東京) ・「21世紀環境立国戦略」閣議決定 ・国際シンポジウム「低炭素社会への道筋～世界環境デーを迎えて～」(東京) ・日英共同研究プロジェクト「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化2050プロジェクト」第2回国際ワークショッピング(ロンドン・イギリス) ・地球環境とモントリオール議定書20周年とフロン回収・破壊法改正記念シンポジウム(東京) ・環境省「インドネシアにおけるフロン破壊処理施設の稼働」公表 ・環境省「わが国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」の公表 ・環境省主催国民対話「環境大臣と地球温暖化対策を考える」(千葉県) ・「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・環境省「平成18年度温室効果ガス排出量の集計結果」の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年のIPCC第4次評価報告書(AR4) ・CMIP3マルチモデル気候実験データベース供用開始 ・「気候変動に関する政府間パネル」2007年ノーベル平和賞受賞 ・文科省「21世紀気候変動予測革新プログラム」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化に係る政策支援と普及啓発のための気候変動シナリオに関する総合的研究」(～2011年度) ・「成層圏プロセスの長期変化の検出とオゾン層変動予測の不確実性評価に関する研究」(～2009年度) ・「廃棄物分野における温室効果ガスインベントリの高度化と削減対策の評価に関する研究」(～2009年度) ・「森林減少の回避による排出削減量推定の実行可能性に関する研究」(～2009年度) ・「土壤呼吸に及ぼす温暖化影響の実験的評価」(～2009年度) ・「アジア地域における緩和技術の統一的な評価手法の開発に関する研究」(～2009年度)

全球システム変動分野の動き（3/3）

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC第28回総会(ブダペスト・ハンガリー) ・IPCC第29回総会(ジュネーブ・スイス) ・COP14、COP/MOP4(ポズナニ・ポーランド) ・ウィーン条約第8回締約国会議／モントリオール議定書第20回締約国会合(ドーハ・カタール) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「クールアース推進構想」を発表：セクター別アプローチなどを提案・政府温室効果ガス削減中期目標検討 ・首相が地球温暖化問題に関する懇談会を開催 ・京都議定書目標達成計画を改定(閣議決定) ・環境省平成19年度温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(環境配慮契約)の締結実績を公表 ・環境省と英国環境・食料・農村地域省 カーボン・オフセットの推進に向けて連携 ・「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際サンゴ礁年2008(東京) ・温暖化への「賢い適応」研究の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・S-4関連公開シンポジウム「地球温暖化の日本への影響」を開催 ・特別枠「低炭素社会の構築」と「地球温暖化への賢い適応」枠を開始 ・「グローバルな森林炭素監視システムの開発に関する研究」(~2010年度) ・「PALSARを用いた森林劣化の指標の検出と排出量評価手法の開発に関する研究」(~2010年度) ・「革新的手法によるエアロゾル物理化学特性の解明と気候変動予測の高精度化」(~2010年度) ・「海洋酸性化が石灰化生物に与える影響の実験的研究」(~2010年度) ・「環礁上に成立する小島嶼国の地形変化と水資源変化に対する適応策に関する研究」(~2010年度) ・「気温とオゾン濃度上昇が水稻の生産性における複合影響評価と適応方策に関する研究」(~2010年度) ・「気候変動に対する寒地農業環境の脆弱性評価と積雪・土壤凍結制御による適応策の開発」(~2010年度) ・「統合評価モデルを用いた気候変動統合シナリオの作成及び政策分析」(~2010年度)
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC第30回総会(アンタルヤ・トルコ) ・IPCC第31回総会(バリ・インドネシア:予定) ・COP15、COP/MOP5(コペンハーゲン・デンマーク:予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府 温室効果ガス削減中期目標検討 ・環境省「循環型社会地域支援事業」の公募開始 ・環境省 平成21年度グリーン購入調達方針を公表 ・環境省 平成21年度低炭素地域づくり面向的対策推進事業モデル地域を公募へ ・環境省「平成20年度の「COOL BIZ」の実施成果をとりまとめ」発表 ・環境省「エコハウス設計手法を活用した21世紀環境共生型モデル住宅の整備事業、及び同モデル住宅を活用した住宅環境対策に関する普及活動事業」の実施モデル地域を選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」打ち上げ ・東アジア海域のエアロゾルの航空機観測(東京大学など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「アジア低炭素社会に向けた中長期的政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究」(~2013年度) ・「航空レーザー測距法による森林地上部・地下部全炭素収支の解明」(~2011年度) ・「植生変化・エアロゾル複合効果がアジアの気候に及ぼす影響」(~2011年度) ・「大気環境に関する次世代実況監視及び排出量推定システムの開発」(~2011年度) ・「温暖化関連ガス循環解析のアイソトポマーによる高精度化の研究」(~2011年度)

越境汚染分野の動き(1/3)

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2002 年	・東アジア POPs モニタリングワークショップ開始	・国会 ストックホルム条約を承認 ・環境省 黄砂問題検討会を設置 ・第4回日中韓環境大臣会合 ・EANET 第2回科学諮問委員会、第4回政府間会合		・「北半球における越境大気汚染の解明に関する国際共同研究」(~2004年度) ・「酸性汚染物質の陸水の水質と生物に与える影響の実態解明に関する研究」(~2004年度) ・「流域の物質循環調査に基づいた酸性雨による生態系の酸性化および富栄養化の評価手法に関する研究」(~2004年度) ・「陸域由来の環境負荷変動に対する東シナ海の物質循環応答に関する研究」(~2004年度) ・「グローバル水循環系のリン・窒素負荷増大とシリカ減少による海洋環境変質に関する研究」(~2004年度)
2003 年	・黄砂対策プロジェクト開始	・第5回日中韓環境大臣会合 ・EANET 第3回科学諮問委員会、第5回政府間会合		・「東アジアにおける酸性・酸化性物質の植生影響評価とクリティカルレベル構築に関する研究」(~2005年度) ・「有害化学物質による地球規模海洋汚染の動態解明と予測に関する研究」(~2005年度)
2004 年	・バラスト水条約採択 ・ストックホルム条約発効 ・光化学オキシダント 環境基準達成は1190 地点のうち2地点のみ-- 05年8月環境省発表	・環境省 酸性雨対策調査総合とりまとめ報告書を発表 ・黄砂問題検討会 中間報告書を提出 ・第6回日中韓環境大臣会合 ・EANET 第4回科学諮問委員会、第6回政府間会合 ・EANET 第1回東アジアにおける酸性雨の現状と影響評価に関する国際ワークショップ ・環境省、国土省 船舶の排ガスを規制する方針を決定	・日本ベントス学会 船舶による外来海産ベントスの移出入規制に関する要望書を環境大臣に提出	・「大型船舶のバラスト水・船体付着により越境移動する海洋生物がもたらす生態系攪乱の動態把握とリスク管理に関する研究」(~2006年度)
2005 年	・第7回酸性雨国際会議 プラハで開催 ・光化学スモッグ被害 最近10年で最多 -- 06年2月環境省発表	・VOC 規制に関する政・省令公布 ・黄砂問題検討会 報告書を提出 ・気象庁 「海の健康診断表」公表開始 ・第7回日中韓環境大臣会合 ・EANET 第5回科学諮問委員会、第7回政府間会合 ・EANET 第2回東アジアにおける酸性雨の現状と影響評価に関する国際ワークショップ	・中国大陸における二酸化窒素濃度 8%/年で増加 中 -- 海洋研究開発機構の解析 ・黒潮の流速、80年後に現在の3倍になると予測 一 海洋開発研究機構 ・国立環境研究所 エアロゾル観測所を辺戸岬に開設 ・黄河源流域、水量激減 -- 中国科学院寒区旱区环境工程研究所が報告 ・愛媛大学環境生物試料バンクオープン	・記者発表:東アジアの大気汚染が日本のオゾンに与える影響を定量的に解明 ・「アジア大陸からのエアロゾルとその前駆物質の輸送・変質プロセスの解明に関する研究」(~2007年度) ・「酸性物質の負荷が東アジア集水域の生態系に与える影響の総合評価に関する研究」(~2007年度)

越境汚染分野の動き(2/3)

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2006年	<ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン条約96年議定書発効 ・熊本県で史上初の光化学スモッグ注意報 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省、国土省など 漂着・漂流ゴミ対策に関する関係省庁会議を設置 ・経産省・北九州市 越境廃棄物追跡 システム実証事業開始 ・環境省 適正処理を前提に、廃棄物輸出入をリサイクル業者にも認める方針を固める ・アジア3R推進会議で日本政府が有害ゴミ越境禁止構想を説明 ・日本政府 中国の黄砂観測網整備に向けて無償資金協力 ・第8回日中韓環境大臣会合 ・EANET 第6回科学諮問委員会、第8回政府間会合、EANET発展戦略を採択 ・EANET 第3回東アジアにおける酸性雨の現状と影響評価に関する国際ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、中国で強い黄砂 ・シベリア森林火災がアラスカ上空を汚染 — 情報通信研究機構が報告 ・瀬戸内海の窒素、リンの半分以上外洋から — 九州大学、愛媛大学の推測 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域モニタリングネットワークによる黄砂の動態把握と予測・評価に関する研究」(～2008年度) ・「東アジアの植生に対するオゾン濃度上昇のリスク評価と農作物への影響予測に関する研究」(～2008年度) ・「流下栄養塩組成の人為的変化による東アジア縁辺海域の生態系変質の評価研究」(～2008年度)
2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・OPRC-HNS議定書発効 ・大分県で史上初の光化学スモッグ注意報 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 光化学オキシダント対流圈オゾン検討会を設置 ・海洋基本法成立 ・環境省 PM2.5 規制の方針固める ・環境省 7県11海岸で漂着ゴミを減らすモデル調査開始 ・第9回日中韓環境大臣会合 ・EANET 第7回科学諮問委員会、第9回政府間会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・北京のすす微粒子濃度、東京の3倍 — 東大先端科学技術研究センター 近藤 豊 教授の観測 ・中国の燃料消費は過小に公表 — 海洋研究開発機構の観測 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2研究分科会の担当分野を「越境汚染(大気・陸域・海域・国際河川)」と変更 ・「市民と研究者が協働する東シナ海沿岸における海岸漂着ゴミ予報実験」(～2009年度) ・「大型船舶のバラスト水・船体付着で越境移動する海洋生物の動態把握と定着の早期検出」(～2009年度)
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップ ・TF-HTAP のワークショップで、東アジア地域における環境中水銀濃度の観測等について検討 ・NOWPAPの漂着ゴミに対する地域行動計画(RAP MALI)が活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 HP で黄砂飛来情報公表開始 ・化学物質審査規制法見直し合同委員会、全化学物質を監視対象とする必要性を報告 ・第10回日中韓環境大臣会合 ・EANET 第8回科学諮問委員会、第10回政府間会合 ・EANET 大気汚染物質の地域及び大陸間輸送に関する国際ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグ 原因の25 % が中国 — 国立環境研究所シミュレーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・C-081 関連公開シンポジウム「再び増加する光化学スモッグと越境汚染」を開催 ・「東アジア地域におけるオゾン・エアロゾルの長距離越境輸送に関する研究」(2009年度S-7へ組み替え) ・「東アジアにおける生態系の酸性化・窒素流出の集水域モデルによる予測に関する研究」(～2010年度) ・「東アジア地域におけるPOPs(残留性有機汚染物質)の越境汚染とその削減対策に関する研究」(～2010年度)

越境汚染分野の動き(3/3)

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・UNEP 水銀の輸出入条約で規制に合意 ・漂着ゴミ、北陸～東北および太平洋側では大半が国内から — 環境省調査結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 13県25海岸を対象に政府予算による漂着ゴミ撤去を決定 ・「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」制定 ・PM2.5環境基準設定についての中環審答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立環境研究所 越境汚染のウェブ予報を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東アジアにおける広域大気汚染の解明と温暖化対策との共便益を考慮した大気環境管理の推進に関する総合的研究」(~2013年度) ・「風送ダストの飛来量把握に基づく予報モデルの精緻化と健康・植物影響評価に関する研究」(~2011年度) ・「黄砂現象の環境・健康リスクに関する環境科学的研究」(~2011年度) ・「東アジアと北太平洋における有機エアロゾルの起源、長距離大気輸送と変質に関する研究」(~2011年度) ・「アジアにおける多環芳香族炭化水素類(PAHs)の発生源特定とその広域輸送」(~2011年度) ・「日本海域における有機汚染物質の潜在的脅威の把握」(~2011年度) ・「東シナ海環境保全に向けた長江デルタ・陸域環境管理手法の開発に関する研究」(~2011年度)

広域的な生態系保全・再生分野の動き（1/4）

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2002年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連森林フォーラム第2回会合」及び「第1回閣僚会合」がニューヨーク国連本部で開催。 ・「生物多様性条約第6回締約国会議」がハーグで開催。閣僚宣言を採択。 ・「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」が開催。「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」及び「実施計画」を採択。 ・「ワシントン条約第12回締約国会議」をサンティアゴで開催。 ・「ラムサール条約第8回締約国会議」パレンシアで開催。 ・「第2回GEF(地球環境ファンド)総会」(北京)で砂漠化/土壤荒廃分野をGEFのフォーカルエリアとして追加することを決定。 ・「砂漠化対処条約実施レビュー委員会第1回会合」がローマで開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「アジア森林パートナーシップ政府間準備会合」が東京で開催。 ・「国際熱帯木材機関第33回理事会」が横浜市で開催。 ・新・生物多様性国家戦略を決定。 ・「第4回日中韓三カ国環境大臣会合」がソウルで開催。 ・「ワシントン条約アジア地域会合」がモンゴルで開催。 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」公布。 ・「砂漠化対処の日」記念シンポジウム開催。 ・「砂漠化対処条約第5回アジアフォーカルポイント会合」がダマスカスで開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「TPN(テーマ別プログラムネットワーク)4発足会合」(シリアル)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「荒廃熱帯林のランドスケープレベルでのリハビリテーションに関する研究」(~2004年度) ・「熱帯域におけるエコシステムマネージメントに関する研究」(~2004年度) ・「アジアオセアニア地域における生物多様性の減少解決のための世界分類学イニシアティブに関する研究」(~2004年度)
2003年	<ul style="list-style-type: none"> ・黄砂対策プロジェクト開始。 ・「国連森林フォーラム第3回会合」がジュネーブ国連事務所で開催。 ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」制定。 ・「砂漠化対処条約第6回締約国会議」がキューバ・ハバナで開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・EANET第3回科学諮問委員会、第5回政府間会合。 ・「第2回アジア地域閣僚級会合」開催。 ・「アジア森林パートナーシップ第2回実施促進会合」がインドネシアで開催。 ・「第12回世界林業会議」開催。 ・「アジア森林パートナーシップ第3回実施促進会合」が木更津市で開催。 ・「第5回日中韓三カ国環境大臣会合」が北京で開催。 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行。 ・「遺伝子組み換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」公布。 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律」公布。 ・「砂漠化対処条約第6回アジア地域フォーカルポイント会合」がアブダビで開催。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「野生生物の生息適地から見た生物多様性の評価手法に関する研究」(~2005年度) ・「サンゴ礁生物多様性保全地域の船底に関する研究」(~2005年度) ・「遺伝子組換え生物の開放経利用による遺伝子移行と生物多様性への影響評価に関する研究」(~2005年度)

広域的な生態系保全・再生分野の動き（2/4）

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2004年	<ul style="list-style-type: none"> ・バラスト水条約採択。 ・ストックホルム条約発効。 ・光化学オキシダント環境基準達成は1190 地点のうち2地点のみ —05年8月環境省発表。 ・「国連森林フォーラム第4回会合」がジュネーブ国連事務所で開催。 ・「生物多様性条約第7回締約国会議」がクアラルンプールで開催。山岳の生物多様性、保護地域、技術移転、技術協力等に関する決議を採択。 ・「カルタヘナ議定書第1回締約国会議」開催。 ・「ワシントン条約第13回締約国会議」をタイで開催。 ・「砂漠化対処条約第7回締約国会議」がケニア・ナイロビで開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省酸性雨対策調査総合とりまとめ報告書を発表。 ・黄砂問題検討会 中間報告書を提出。 ・EANET第4回科学諮問委員会、第6回政府間会合。 ・EANET第1回東アジアにおける酸性雨の現状と影響評価に関する国際ワークショップ。 ・環境省、国土省 船舶の排ガスを規制する方針を決定。 ・「第6回日中韓三カ国環境大臣会合」が東京で開催。 ・「京都議定書シンポジウム」開催。 ・沖縄で「国際サンゴ礁イニシアティブ総会」開催。 ・「特定外来生物による生態系等に関わる被害の防止に関する法律(外来生物法)」制定。 ・「黄砂問題に関する日中韓モンゴル大臣会合」が東京で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ベントス学会 船舶による外来海産ベントスの移出入規制に関する要望書を環境大臣に提出。 ・アジアの持続可能な森林経営の促進を目的として、違法伐採、森林火災予防、荒廃地の復旧、再植林等の研究が求められている。 ・国際的に絶滅のおそれのある野生生物種の保護繁殖、生息地保全に関する研究の推進がされている。 ・渡り鳥の移動経路、湿地等の生息環境に関する研究の推進。 ・サンゴ礁のモニタリング及び保全に関する調査研究の推進が求められている。 ・砂漠化対処の取り組みや、砂漠化対処条約に対する科学技術面からの研究の推進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「進入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」(~2006年度) ・「北東アジアにおける砂漠化アセスメント及び早期警戒態勢(EWS)構築のためのパイロットスタディ」(~2006年度)
2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回酸性雨国際会議プラハで開催。 ・光化学スモッグ被害最近10年で最多 — 06年2月環境省発表。 ・国連森林フォーラム第5回会合がニューヨーク国連本部で開催。 ・「ミレニアム生態系評価」承認。 ・「カルタヘナ議定書第2回締約国会議」をモントリオールで開催。 ・「ラムサール条約第9回締約国会議」をウガンダ・カンパラで開催。 ・「第28回南極条約協議国会議」がストックホルムで開催。「環境保護に関する南極条約」をパラオ国で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・VOC 規制に関する政・省令公布。 ・黄砂問題検討会 報告書を提出。 ・気象庁 「海の健康診断表」公表開始。 ・EANET 第5回科学諮問委員会、第7回政府間会合。 ・EANET 第2回東アジアにおける酸性雨の現状と影響評価に関する国際ワークショップ。 ・「第8回日中韓三カ国環境大臣会合」が北京で開催。 ・知床の世界自然遺産登録。 ・「第4回ASEAN+3(日中韓)環境大臣会合がマニラで開催。 ・「第7回日中韓三カ国環境大臣会合」がソウルで開催。 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」公布。 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国大陆における二酸化窒素濃度 8%/年で増加中 — 海洋研究開発機構の解析。 ・黒潮の流速、80年後に現在の3倍になると予測 — 海洋開発研究機構。 ・国立環境研究所 エアロゾル観測所を辺戸岬に開設。 ・黄河源流域、水量激減 — 中国科学院寒区旱区環境工学研究所が報告。 ・愛媛大学環境生物試料バンクオープン。 	<ul style="list-style-type: none"> ・記者発表：東アジアの大気汚染が日本のオゾンに与える影響を定量的に解明。 ・「森林—土壤相互作用系の回復と熱帯林生態系の再生に関する研究」(~2007年度) ・「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」(~2009年度) ・生物相互作用に着目した高山・亜高山生態系の脆弱性評価システムの構築に関する研究」(~2007年度)

広域的な生態系保全・再生分野の動き（3/4）

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2006年	<ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン条約96年議定書発効。 ・熊本県で史上初の光化学スモッグ注意報。 ・「国連森林フォーラム第6回会合」がニューヨーク国連本部で開催。 ・「生物多様性条約第8回締約国会議」がブラジル・クリチバで開催。「世界生物多様性概況第二版（GBO2）」公表。 ・2010年目標の達成に向けた議論が行なわれ、遺伝資源へのアクセスと利益分配、保護地域、島嶼の生物多様性、森林の生物多様性、侵略的外来生物等に関する決議が採択。 ・「カルタヘナ議定書第3回締約国会議」をクリチバで開催。 ・「国際サンゴ礁イニシアティブ総会」がメキシコで開催。 ・「砂漠と砂漠化に関する国際年」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省、国土省など漂着・漂流ゴミ対策に関する関係省庁会議を設置。 ・経産省・北九州市越境廃棄物追跡システム実証事業開始。 ・環境省適正処理を前提に、廃棄物輸出入をリサイクル業者にも認める方針を固める。 ・アジア3R推進会議で日本政府が有害ゴミ越境禁止構想を説明。 ・日本政府 中国の黄砂観測網整備に向けて無償資金協力。 ・第8回日中韓環境大臣会合。 ・EANET 第6回科学諮問委員会；第8回政府間会合、EANET発展戦略を採択。 ・EANET 第3回東アジアにおける酸性雨の現状と影響評価に関する国際ワークショップ。 ・「第11回日中渡り鳥等保護協定会議」在上海で開催。 ・「第13回日豪渡り鳥等保護協定会議」在上海で開催。 ・「第4回日米渡り鳥等保護条約会議」を東京で開催。 ・「第6回日口渡り鳥等保護・研究会議」を東京で開催。 ・「第8回日韓渡り鳥保護協力会合」が韓国で開催。 ・「生物多様性条約第10回締約国会議」等に関する閣議了解。 ・「第8回日中韓三カ国環境大臣会合」が北京で開催。 ・「日中韓三カ国黄砂局長会合」が韓国で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、中国で強い黄砂。 ・シベリア森林火災がアラスカ上空を汚染 — 情報通信研究機構が報告。 ・瀬戸内海の窒素、リンの半分以上外洋から — 九州大学、愛媛大学の推測。 ・大型類人猿の保全のため、個体群及び生息環境に関する基礎研究に限らず、生息地の連続性の確保、持続可能な森林資源利用に基づく地域住民の生活基盤確保等、具体的な施策に資する研究が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大型類人猿の絶滅回避のための自然・社会環境に関する研究」（～2008年度） ・「渡り鳥によるウエストナイル熱及び血液原虫の感染ルート解明とりisk評価に関する研究」（～2008年度）
2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・OPRC-HNS議定書発効。 ・大分県で史上初の光化学スモッグ注意報。 ・「国連森林フォーラム第7回会合」がニューヨーク国連本部で開催。「すべてのタイプの森林に関する法的束縛力を伴わない文書」及び「2015年までの多年度作業計画」を採択。 ・「ワシントン条約第14回締約国会議」をオランダ・ハーグで開催。 ・「砂漠化対策条約第8回締約国会議」がスペイン・マドリッドで開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 光化学オキシダント対流圈オゾン検討会を設置。 ・海洋基本法成立。 ・環境省 PM2.5 規制の方針固める。 ・環境省 7県11海岸で漂着ゴミを減らすモデル調査開始。 ・第9回日中韓環境大臣会合。 ・EANET 第7回科学諮問委員会、第9回政府間会合。 ・「ワシントン条約第14回締約国会議」でわが国が輸入している象牙について議論があった。 ・「第3次生物多様性国家戦略」を閣議決定。 ・「海洋保護区（サンゴ礁）のネットワークに関する勧告」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北京のすす微粒子濃度、東京の3倍 — 東大先端科学技術研究センター近藤 豊 教授の観測。 ・中国の燃料消費は過小に公表 — 海洋研究開発機構の観測。 ・アジア太平洋地域のサンゴ礁モニタリング及び保全に関する研究調査。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2研究分科会の担当分野を「越境汚染（大気・陸域・海域・国際河川）」と変更。 ・「炭素貯留と生物多様性保護の経済効果を取り込んだ熱帯生産林の持続的管理に関する研究」（～2009年度） ・「トキの野生復帰のための持続可能な自然再生計画の立案とその社会的手続き」（～2009年度） ・「土壤微生物の多様性と生態系機能に関する研究」（～2009年度） ・「北東アジアの草原地域における砂漠化防止と生態系サービスの回復に関する研究」（～2009年度）

広域的な生態系保全・再生分野の動き（4/4）

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップ。 ・TF-HTAP のワークショッピングで、東アジア地域における環境中水銀濃度の観測等について検討。 ・NOWPAP の漂着ゴミに対する地域行動計画(RAP MALI)が活動開始。 ・「生物多様性条約第9回締約国会議」がドイツ・ボンで開催。条約戦略計画の見直し、遺伝資源へのアクセスと利益配分、バイオ燃料と生物多様性、森林の生物多様性、海洋及び沿岸の生物多様性、気候変動と生物多様性などについて決議が採択。 ・「ラムサール条約第9回締約国会議」を韓国・チャンウォンで開催。「健康な湿地、健康な人間」、「健全な水資源を生み出す水辺の自然、ウェットランド」の保全と、その持続可能な利用の推進が主な議題。 ・「カルタヘナ議定書第4回締約国会議」をボンで開催。 ・「第12回日中渡り鳥等保護協定会議」、「第14回日豪渡り鳥等保護協定会議」、「第9回日韓渡り鳥等保護協定会議」をブリスベンで開催。 ・「砂漠化対処条約第9回締約国会議」がトルコ・イスタンブールで開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 HP で黄砂飛来情報公表開始。 ・化学物質審査規制法見直し合同委員会、全化学物質を監視対象とする必要性を報告。 ・第10回日中韓環境大臣会合・EANET 第8回科学諮問委員会、第10回政府間会合。 ・EANET 大気汚染物質の地域及び大陸間輸送に関する国際ワークショップ。 ・「生物多様性基本法」が議員立法により成立した。 ・「生物多様性条約第9回締約国会議」において、第10回(2010年)を名古屋で開催することが決定。 ・「第12回日中渡り鳥等保護協定会議」、「第14回日豪渡り鳥等保護協定会議」、「第9回日韓渡り鳥等保護協定会議」をブリスベンで開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグ 原因の25%が中国 — 国立環境研究所シミュレーション。 ・熱帯林における「違法伐採対策」、「生態系保全」、「温暖化防止」、「持続可能な開発」などの研究が求められている。 ・日本における里山・里海サブグローバル・アセスメントに関する研究。 ・リモートセンシングや現地調査の活用と生物多様性のモニタリング、評価、情報共有に関する研究の推進。 ・湿地が提供する各種のサービスを分野横断的に認識する。 ・非意図的に侵入する外来生物に関する研究。 ・海洋の生物多様性に関する研究。 ・サンゴ礁の白化減少に関する研究。 ・「砂漠化・土地劣化の生物物理学的・社会経済的モニタリング・アセスメント」に関する研究を推進。 ・「気候変動と砂漠化の進行」、「生物多様性への影響」に関する定性的、定量的分析や傾向の調査研究が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・C-081 関連公開シンポジウム「再び増加する光化学スモッグと越境汚染」を開催。 ・「非意図的な隨伴侵入生物の生態リスク評価と対策に関する研究」(～2010年度) ・「SEA-WP海域における広域沿岸生態系ネットワークと環境負荷評価に基づく保全戦略」(～2010年度) ・「海洋酸性化の実態把握と微生物構造・機能への影響評価に関する研究」(～2010年度) ・「温暖化が大型淡水湖の環境と生態系に及ぼす影響評価に関する研究」(～2010年度)
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・UNEP 水銀の輸出入 条約で規制に合意。 ・漂着ゴミ、北陸～東北および太平洋側では大半が国内から — 環境省調査結果。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 13県25海岸を対象に政府予算による漂着ゴミ撤去を決定。 ・「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」制定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立環境研究所越境汚染のウェブ予報を開始。 ・生物多様性の現況評価。 ・生物多様性が提供する生態系サービスの評価。 ・生物多様性の将来予測。 ・生物多様性と調和する自然資源の持続可能な利活用。 ・リモートセンシングや現地調査を利用した生態系・生物多様性への影響評価。 ・砂漠化に関するモニタリング・アセスメント手法の開発・検証。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「熱帯林の減少に伴う森林劣化の評価手法の確立と多様性維持」(～2011年度) ・「地域住民による生態資源の持続的利用を通じた湿地林保全手法に関する研究」(～2011年度) ・「絶滅危惧植物の全固体ジエノタイピングに基づく生物多様性に関する研究」(～2011年度) ・「気候変動に対する森林帶—高山帯エコトーンの多様性消失の実態とメカニズムの解析」(～2011年度) ・「アオコの分布拡大に関する生態・分子系統地理学的研究」(～2011年度) ・「水田地帯の生物多様性再生に向けた自然資本・社会資本の評価と再生シナリオの提案」(～2011年度) ・「渡り鳥による国内希少鳥類に対する感染症リスク評価に関する研究」(～2011年度) ・「藻場の生態系サービスの経済的価値評価:魚類生産の「原単位」から「日本一」をさぐる」(～2011年度) ・「南西諸島のマングースの水銀濃縮解明に関する研究」(～2011年度)

持続可能な社会・政策研究分野の動き（1/2）

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2002年	・風力発電能力 0.33GW(日本)、 32GW(世界)			<ul style="list-style-type: none"> ・「環境負荷の軽減および最適配分を実現する大都市近郊農村連携経済社会の制度設計と実施方策に関する研究」(~2004) ・「京都議定書の目標達成に向けた各種施策(排出権取引、環境税、自主協定等)の効果実証に関する計量経済学的研究」(~2004) ・「景観の変化から探る世界の水辺環境の長期トレンドに関する環境社会学的研究」(~2004)
2003年	・3月、イラク戦争開始 原油価格上昇	・日本「揮発油等の品質の確保に関する法律(品確法)」:ガソリンへのバイオエタノールの混合比率は3%		<ul style="list-style-type: none"> ・「サヘル農家の脆弱性と土壤劣化の関係解明および政策支援の考察」(~2005) ・「東アジア諸国での日本発の使用済み自動車および部品の不適切な使用・再資源化による地球環境負荷増大の実態とその防止策の検討」(~2005) ・「企業の技術・経営革新に資する環境政策と環境会計のあり方に関する研究」(~2005)
2004年	・4月、OPEC原油生産 日量200万バレル減少 ・6~9月、OPEC原油生 産日量350万バレル 増産、2800万バレル へ	・環境省他、宮古島バイオエタノールプロジェクト開始 糖蜜からのエタノール生産とE3実証試験開始		<ul style="list-style-type: none"> ・「中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究」(~2006) ・「物質フローモデルに基づく持続可能な生産・消費の達成度評価手法に関する研究」(~2006) ・「脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト」(~2008)
2005年	・2月、京都議定書発効 ・アメリカ、「包括エネルギー法」:バイオエタノール生産の急増と穀物価格の急騰 ・6月、OPEC原油生産 日量2800万バレル	・経産省、太陽光発電パネル設置への助成終了。地方自治体は継続 ・日本太陽電池累積導入量で世界一の座をドイツに渡す		<ul style="list-style-type: none"> ・「環境負荷低減に向けた公共交通を主体としたパッケージ型交通施策に関する提言」(~2007) ・「ライフスタイル変革のための有効な情報伝達手段とその効果に関する研究」(~2007)
2006年		・3月、「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定	・4月、NEDO「アジア諸国における未利用バイオマスからの燃料エタノール生産に関する調査」公募	<ul style="list-style-type: none"> ・「28°Cオフィスにおける生産性・着衣・省エネルギー・室内環境に関する研究」(~2008年度) ・「制度と技術が連携した持続可能な発展シナリオの設計と到達度の評価に関する研究」(~2008年度) ・「アジア地域における経済発展による環境負荷評価およびその低減を実現する政策研究」(~2008年度) ・「気候変動に対処するための国際合意構築に関する研究」(~2008年度)

持続可能な社会・政策研究分野の動き（2/2）

	地球環境問題の動き	日本政府等の対応	研究分野の動き (国際・国内)	推進費の動き
2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC第4次評価報告書 気候変動問題の重大性＆緊急性を指摘 ・国連安全保障理事会で初めて気候変動問題を取り上げた ・9月、気候変動に関する国連特別総会 ・ハイリゲンダムサミット(第33回主要国首脳会議) 2050年までに温室効果ガス排出量半減の方向に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、首都圏でE3ガソリン販売開始 ・ドイツのQ-セルズ、日本のシャープを抜いて太陽電池セルのシェア世界一に 		<ul style="list-style-type: none"> ・「水・物質・エネルギーの「環境フランクス」評価による持続可能な都市・産業システムの設計に関する研究」(～2009年度) ・「持続可能な国土・都市構造への転換戦略に関する研究」(～2009年度) ・「脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト 第II期」(～2008年度)
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・7月、原油価格145\$/バレル超でピーク、その後下降(12月35\$/バレル) ・7月、洞爺湖サミット2050低炭素社会 ・風力発電能力(世界)が120GW超える(原子力発電所90基相当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「クールアース推進構想」、「福田ビジョン」 		<ul style="list-style-type: none"> ・S-3、12の方策発表 日常生活における満足度向上とCO2削減を両立可能な消費者行動に関する研究 ・「里山イニシアティブに資する森林生態系サービスの総合評価手法に関する研究」(～2010) ・「アジア太平洋地域を中心とする持続可能な発展のためのバイオ燃料利用戦略に関する研究」(～2010) ・「低炭素社会に向けた住宅・非住宅建築におけるエネルギー削減のシナリオと政策提言」(～2010) ・「都市・農村の地域連携を基礎とした低炭素社会のエコデザイン」(～2010) ・「バイオマスを高度に利用する社会技術システム構築に関する研究」(～2010) ・「低炭素型都市づくり施策の効果とその評価に関する研究」(～2010) ・「社会資本整備における環境政策導入によるCO2削減効果の評価と実証に関する研究」(～2010) ・「低炭素社会の理想都市実現に向けた研究」(～2010) ・「中国における気候変動対策シナリオ分析と国際比較による政策立案研究」(～2010)
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・原油価格40～50\$/バレルで推移 ・オバマ「グリーンニューディール政策」と「スマート・エネルギー・グリッド」 	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省、太陽光発電設置への助成再会 		<ul style="list-style-type: none"> ・「気候変動の国際枠組み交渉に対する主要国の政策決定に関する研究」(～2011) ・「里山・里地・里海の生態系サービスの評価と新たなコモンズによる自然共生社会の再構築」(～2011) ・「再生可能エネルギーの大規模導入を可能とする自律協調エネルギー・マネジメントシステム」(～2011) ・「低炭素車両の導入によるCO2削減策に関する研究」(～2011) ・「バイオ燃料農業生産を基盤とした持続型地域社会モデルに関する研究」(～2011) ・「国際都市間協働によるアジア途上国都市の低炭素型発展に関する研究」(～2011)

平成 21 年度地球環境研究企画委員会

第 1 研究分科会 <全球システム変動> 委員名簿

氏 名	職 名
及川 武久 おいかわ たけひさ	筑波大学名誉教授
太田 勝敏 おおた かつとし	東洋大学国際地域学部国際地域学科教授
小川 利紘 おがわ としひろ	東京大学名誉教授
木谷 収 き たに おさむ	日本大学大学院総合科学研究所環境科学専攻教授
小山 洋 こ やま ひろし	群馬大学大学院医学系研究科教授
近藤 洋輝 こんどう ひろき	独立行政法人海洋研究開発機構 IPCC 貢献地球環境予測 プロジェクト 特任上席研究員
才野 敏郎 さい の としろう	独立行政法人海洋研究開発機構地球環境変動領域物質循 環研究プログラム プログラムディレクター
佐々 朋幸 さつ さともゆき	財団法人林業科学技術振興所筑波支所長
武田 博清 たけだ ひろし	同志社大学理工学部環境システム学科教授
建石 隆太郎 たていし りょうたろう	千葉大学環境リモートセンシング研究センター教授
田中 正之 たなか まさゆき	東北大名誉教授
樋屋 治紀 ひじや はるき	株式会社システム技術研究所長
堀江 武 ほりえ たけし	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長
渡辺 興亞 わたなべ おきつぐ	国立大学法人総合研究大学院大学監事

(以上 14 名)
(50 音順)

平成 21 年度地球環境研究企画委員会

第 2 研究分科会 <越境汚染（大気・陸域・海域・国際河川）> 委員名簿

氏 名	職 名
いわさか やすのぶ 岩坂 泰信	金沢大学フロンティアサイエンス機構特任教授
うえだ ひろまさ 植田 洋匡	財団法人日本環境衛生センター技術顧問
おおた せいいち 太田 誠一	京都大学大学院農学研究科教授
おぐら のりお 小倉 紀雄	東京農工大学名誉教授
こいけ いさお 小池 熟夫	琉球大学監事
たかはし まさゆき 高橋 正征	東京大学名誉教授、高知大学名誉教授
たなべ しんすけ 田辺 信介	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
どきや ゆきこ 土器屋 由紀子	江戸川大学名誉教授
はかまた ともゆき 袴田 共之	元浜松ホトニクス株式会社顧問
みどりかわ たかし 緑川 貴	気象研究所地球化学研究部第二研究室長

(以上 10 名)
(50 音順)

平成 21 年度地球環境研究企画委員会

第 3 研究分科会 <広域的な生態系保全・再生> 委員名簿

氏 名	職 名
稻永 忍 いなが しのぶ	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長
井上 真 いのうえ まこと	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
巖佐 庸 いわさ よう	九州大学大学院理学研究院生物科学部門教授
荻野 和彦 おぎの かずひこ	愛媛大学・滋賀県立大学名誉教授
酒泉 満 さかいいずみ みつる	新潟大学自然科学系教授
下田 陽久 しもだ はるひさ	東海大学工学部教授、宇宙情報センター所長
須藤 隆一 す どう りゅういち	生態工学研究所代表
武内 和彦 たけうち かずひこ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
谷田 一三 たにだ かずみ	大阪府立大学大学院理学系研究科生物科学専攻教授
前川 光司 まえかわ こうじ	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター名誉教授
向井 宏 むか ひろし	京都大学特任教授
山崎 常行 やまざき つねゆき	九州大学名誉教授、財団法人進化生物学研究所研究員
山田 勇 やまだ いさむ	京都大学名誉教授、立命館アジア太平洋大学客員教授
横山 裕道 よこやま ひろみち	淑徳大学国際コミュニケーション学部人間環境学科教授

(以上 14 名)
(50 音順)

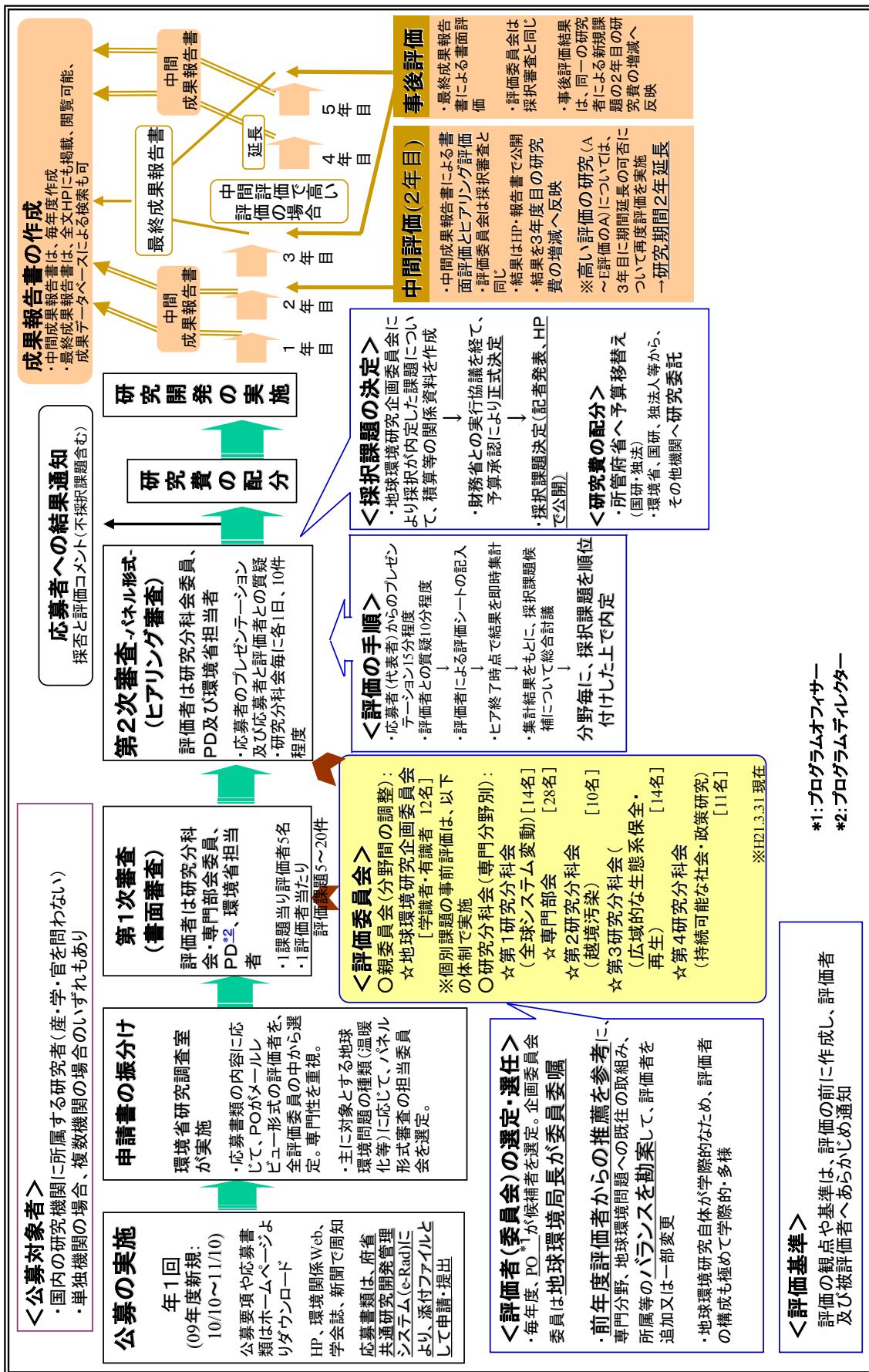
平成 21 年度地球環境研究企画委員会
第 4 研究分科会 <持続可能な社会・政策研究> 委員名簿

氏 名	職 名
あさの 浅野 直人	福岡大学法学部教授
いけだ 池田 三郎	独立行政法人防災科学技術研究所防災システム研究センター客員研究員
こざわ 小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授
ごとう 後藤 則行	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻教授
しのはら 篠原 徹	大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事
せこ 世古 一穂	N P O 研修・情報センター代表理事
ほそだ 細田 衛士	慶應義塾大学経済学部教授
まつおか 松岡 譲	京都大学大学院工学研究科教授
みつはし 三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授
もりおか 盛岡 通	関西大学環境都市工学部教授
わけ 和氣 洋子	慶應義塾大学商学部教授

(以上 11 名)
(50 音順)

環境省

地球環境研究総合推進費題審査会の流れ



地球環境研究総合推進費
平成21年度新規課題公募要項

平成20年10月
環境省地球環境局総務課研究調査室

本要項に関する特に重要な注意事項を以下に示しますので、必ずお読み下さい。

地球環境研究総合推進費（以下、「推進費」と呼びます）の平成21年度新規課題公募要項には、平成20年度公募要項との間に多くの変更点がありますのでご注意ください。本要項を精読されずに応募された結果生じる応募書類の不受理、締切に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

1. 「地球環境研究革新型研究領域」は新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの募集枠で、研究代表者及び研究参画者のすべてが平成21年4月1日時点で40歳以下であることを要件とします（出産・育児による休業のため研究活動ができなかつた者に対し、年齢制限を緩和する場合があります）。

2. 研究チームの構成に当たっては、下記の点を厳守して下さい。

(1) 複数機関による共同研究の場合、研究チームの責任体制の明確化のため、原則として、課題を構成するサブテーマは研究機関単位（=研究契約の単位：大学によっては契約の単位が学部レベルになっている組織もありますので、各自の契約事務担当者にご確認下さい）で構成することとします。研究参画者は、研究報告書について責任をもって執筆し、かつ研究分担部分の進捗状況の照会に適切に回答できる研究者とします。いわゆるお付き合いでの研究計画上の必要性が低い研究者を研究チームに参加させることは厳に慎んで下さい。1研究課題の構成サブテーマ（構成研究機関）の上限は設定していませんが、多過ぎると研究代表者が責任をもって管理できなくなること、大型の研究資金が細分化され研究の実施に影響することになりますので、研究実施上欠かせない機関に限定して下さい。

(2) 契約事務に関するトラブルを避けるため、応募前に所属研究機関の上司（例えば、独立行政法人の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者に対して、応募の件の了解を得て下さい。

国立試験研究機関、独立行政法人に所属する研究者の場合は、所属研究機関とともに所管府省の担当窓口へ応募の件の連絡と応募書類の提出をお願いします（国立試験研究機関、独立行政法人における契約に関する手続きは、原則として所管府省と行っていただくことになります）。

3. 推進費の応募様式では、直接的な研究の成果（アウトプット）、地球環境政策等への貢献（アウトカム）、長期的観点からの影響・波及効果（インパクト）について明確に仕分けた記載を求めています。応募様式を熟読の上、説明に従って記載するようお願いします。

4. 応募研究課題の目的・内容について、地球環境政策への貢献が不明確な場合（例：地域性の強い課題、期待される成果の政策への貢献が明記されていない場合等）は、審査

対象としません。また、研究内容について明らかに環境省の他の競争的研究資金（以下の3事業）が対象と考えられる課題については、審査の対象としませんのでご注意下さい。

○環境研究・技術開発推進費で定められる研究開発課題

(<http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html>)

○廃棄物処理等科学研究費補助金で定められる廃棄物対策としての研究・技術開発

(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html)

○地球温暖化対策技術開発事業で定められるエネルギー起源CO₂の排出削減に関する技術開発 (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/20_13/index.html)

なお、昨年同様「環境研究・技術開発推進費」と同時募集を行うため、環境省側において、応募課題が両推進費のいずれの枠組で研究されることが適切かという観点から、必要に応じて課題の相互調整を行います。

5. 採択される場合でも、審査の結果等によっては、研究チームの構成について検討をお願いすることがありますのでご承知下さい。

6. 本要項の内容のうち、採択予定課題数等については、今後の予算編成状況に応じて、変更が生じる場合がありますのでご承知下さい。

7. 環境省の競争的研究資金においては、不正経理に対する罰則の制度化、及び適切な予防措置を講ずることを目的として、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程（平成19年4月20日）」を制定し、違反者に対しては厳格な処分を行います。

不適正な経理処理を行った者に対し環境省が行う措置の内容

◎研究費の返還

◎申請資格の制限：違反の内容に応じて、2～5年

また、捏造、改ざん、盗用などの不正行為に対しても、「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応方針（平成18年11月30日）」を設けており、違反者に対しては厳格な処分を行います。

不正行為者に対し環境省が行う措置の内容

◎既に配分されている研究費の打ち切り、返還

◎申請資格の制限：違反の内容に応じて、1～10年

8. 応募に当たって、環境省幹部及び推進費担当部門への採択の陳情は一切お断りします。外部委員による審査のため陳情は意味がありません。陳情した場合、関連する提案課題は審査及び採択対象から除外します。また、一次審査及び二次審査ともに合否通知の時期は当方より事前に連絡しますが、合否通知以前に環境省幹部等へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んで下さい。

0 目 次

- I 地球環境研究総合推進費の目的と研究の性格
- II 公募する研究の対象分野
- III 研究の区分（制度区分）
- IV 公募の要件
 - 1. 共通事項
 - 2. 制度区別事項
 - (1) 戦略的研究開発領域
 - (2) 地球環境問題対応型研究領域
 - (3) 地球環境研究革新型研究領域
 - (4) 国際交流研究（エコ・フロンティア・フェローシップ：EFF）
- V 応募書類及び提出方法
- VI 新規課題の採択方法について
- VII その他

[添付資料]

- (1) 平成21年度新規課題公募方針
- (2) 平成21年度戦略的研究開発領域課題
 - (2-1) 「アジア低炭素社会に向けた中長期的政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究」< S-6 >
 - (2-2) 「東アジアにおける広域大気汚染の解明と温暖化対策との共便益を考慮した大気環境管理の推進に関する総合的研究」< S-7 >
- (3) 応募書類様式
- (4) 国際交流研究実施要領
- (5) 研究実施に係る承認書／研究分担に係る承諾・承認書様式

I 地球環境研究総合推進費の目的と研究の性格

○ 地球環境政策を科学的に支えることを目的としています

推進費は、オゾン層の破壊や地球温暖化など、数々の地球環境問題を解決に導くための政策（ここでは地球環境政策と呼びます）へ、研究活動による科学的知見の集積や科学的側面からの支援等を通じて、貢献・反映を図ることを目的とした研究資金です。このため、想定される研究成果により地球環境政策への貢献が期待できることが、採択に当たっての必要条件となります（これを満たしていないと、採択されることはありません）。

○ 競争的研究資金です

本研究資金により実施する研究課題は、公募により研究者から提案のあった研究課題候補を、ピアレビューなどの事前審査を通じて、社会・経済・行政的視点及び科学・技術的な視点による研究実施の価値、政策貢献への度合い、目標達成の可能性等の観点から評価した上で、地球環境に関する国内外の動向に即して、競争的に選定・採択します。

○ 地球環境問題解決のための独創的・先導的な研究を求めています

地球温暖化をはじめとする様々な地球環境問題について、新たな科学的知見の発見、地球環境政策へ反映できる成果の提供等につながる独創性・先導性の高い研究を求めていきます。既に採択されている研究課題と類似性が高い場合や、提案された研究内容について既に一定の成果が得られており発展の度合いが小さいと判断された場合等は、採択の可能性は低くなります。推進費ホームページに現在採択されている研究課題の概要を示していますのでご一読下さい。なお、提案書における研究目標の設定に当たっては、実現可能性に照らして、具体的な目標を明記して下さい。

○ 国際的な情勢や研究動向を踏まえて研究を進めます

本研究資金では、国際的な情勢を踏まえ、条約やIPCCなどの国際的な取組における科学的見地からの支援や科学的データの提供につながる研究のほか、新たな取組が求められている地球環境問題の解決に資する研究を推進します。

また、国際的な研究動向を踏まえ、IGBP、IHDP、WCRP等の地球環境に関する国際的な共同研究計画に参加・連携し適切な分担を踏まえた研究や、アジア・太平洋地域等に対する地球環境政策へのフィードバックが期待されるような研究を推進します。

○ 「環境と経済の両立」の実現につながる研究を求めています

第3期科学技術基本計画の中で示された「国力の源泉を創る」という理念のもと、「環境と経済の両立」という政策目標達成のため、研究を推進することが求められています。本研究資金では、国民に科学的成果を還元するとの視点から、「環境」と「経済」が両立し持続可能な発展の実現に寄与しうる研究を推進していきます。

II 公募する研究の対象分野

今回公募する研究の対象分野は、以下の4つの分野のいずれかとします（複数の分野にまたがる研究の場合は、最も提案内容に合致した分野を選んで応募して下さい）。また、研究課題は、この対象分野の問題（狭義の地球環境問題）の解決を第1の目的とした研究である必要があります。

- (1) 全球システム変動（オゾン層の破壊、地球温暖化など）
- (2) 越境汚染（大気・陸域・海域・国際河川）
- (3) 広域的な生態系保全・再生
- (4) 持続可能な社会・政策研究

以上の（1）～（4）の分野において、研究の対象、研究の進展と課題、さらに平成21年度において環境省としてニーズが特に高い研究内容を『添付資料(1)：平成21年度新規課題公募方針』に示しますので、ご参照下さい。

III 研究の区分（制度区分）

本年度公募を行う研究区分（制度区分）は下記の4つです。

（1）戦略的研究開発領域

我が国が世界に先駆けて、又は国際的な情勢を踏まえて、特に先導的に重点化して進めるべき大規模研究開発プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによってわが国が先導的な成果を上げることが期待される統合的大規模研究開発プロジェクト。

公募に際し、予め環境省が研究プロジェクトの大枠（戦略研究テーマと呼びます）を提示し、戦略研究テーマを構成するにふさわしい研究課題を公募します。採択される研究課題は、プロジェクトにおける構成サブテーマとして取り扱います。

（2）地球環境問題対応型研究領域

個別又は複数の地球環境問題の解決に資する研究プロジェクト。

公募に際して研究テーマを特定せず、「II 公募する研究の対象分野」に示した地球環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

（3）地球環境研究革新型研究領域

若手研究者を対象とした、特に新規性・独創性・革新性の高い地球環境研究。

例えば、

- ・ 地球環境に影響を及ぼす新規発見物質の発生と推移（fate）に関する研究、
- ・ 地球環境研究に関する新たな研究手法、観測・測定技術の開発、
- ・ 現時点で想定されていない新たな政策提言、国際的枠組みの構築につながる政策研究 等

上記（2）地球環境問題対応型研究領域と同様、公募に際して研究テーマを特定せず、地球環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

研究代表者及び研究参画者の全てが平成21年4月1日時点で40歳以下であることを要件とします。

ただし、出産・育児による休業のため研究活動ができなかった者に対し、年齢制

限を緩和する場合があります。詳細は研究調査室までお問い合わせ下さい。
(連絡先は本要項の末尾を参照)

(4) 国際交流研究（エコ・フロンティア・フェローシップ：EFF）

上記（1）又は（2）の研究プロジェクトを進める上で、海外の優秀な研究者（主に若手研究者）を招聘して、受け入れ研究者と共同で行う研究のためのフェローシップ制度。

受け入れ研究者が、海外からの招聘研究者（フェロー）を決めた上で、両者で行う共同研究課題を公募します。

ただし、受け入れ研究者は、平成20年度現在、推進費で採択されており、平成21年度も継続見込みの戦略型・問題対応型研究課題の研究代表者またはサブテーマリーダーに限られます。平成21年度新規課題のEFF募集は行いません（なお、戦略型課題であって、初年度から来日手続きを含め十分な研究期間を確保することができ、かつ確実に研究に従事することができると認められる場合はこの限りではありません）。

IV 公募の要件

1. 共通事項

(1) 研究代表者の要件

応募は、1人の研究者が単独で研究を行う場合は当該研究者に、また、複数の研究者が研究チームを構成して研究を行う場合は研究チームの代表者（以下、「研究代表者」と呼びます）に行っていただきます。

研究代表者は、研究課題の応募内容及びヒアリング等の審査過程における連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する者とします。研究課題が採択された後は、円滑な研究の推進と研究目標の達成のために、研究参画者を代表して研究推進に係る連絡の取りまとめを行うとともに、研究参画者の研究分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、研究の実施のための進行管理を行っていただくことになります。

研究代表者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

1) 日本国において、地球環境に関する研究を実施する能力のある下記の機関に所属している常勤又は非常勤の研究者であること。ただし、非常勤の場合は、予定される研究期間（例：問題対応型の場合3年間）について所属研究機関に雇用されることが保証されていること。

- ① 国立試験研究機関、独立行政法人研究機関
- ② 大学（国公私立問わず）、高等専門学校（高等学校は含みません）
- ③ 地方公共団体の設立した研究所
- ④ 法律により直接設立された法人又は民法第34条の規定により設立された法人のうち、研究に必要な設備・研究者を有するもの
- ⑤ 民間企業の研究所等、上記に該当しない組織で、研究に必要な設備・研究者を有するもの（学会事務局は研究機関ではないので該当しません）

なお、「所属」とは雇用契約があることを指し、単に委員委嘱等により機関の

活動に参画している場合は含みません。（名誉教授、大学院生等は職員ではありませんので、研究代表者として認められません。）

- 2) 提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有していること。
- 3) 研究期間を通じて研究全体に責任を負い、研究に力を注ぐことができること。
- 4) 「地球環境問題対応型研究領域」、「地球環境研究革新型研究領域」のそれぞれについて重複して応募しないこと。（例：「地球環境問題対応型研究領域」の研究代表者として同時に2つの研究課題を提案することはできません。提案した場合、いずれの課題も審査対象としません。）
また、「地球環境問題対応型研究領域」と「地球環境研究革新型研究領域」についても、同一の研究代表者が重複して応募することはできません。
- 5) 現在推進費で実施されている課題の研究代表者のうち、平成20年度で予定の研究期間を終了する研究代表者は上記4)に準じます。一方、平成21年度において「地球環境問題対応型研究領域」及び「地球環境研究革新型研究領域」で継続予定の研究代表者は、平成21年度「地球環境問題対応型研究領域」と「地球環境研究革新型研究領域」のいずれにも応募できません。

(参考) 同一研究代表者による重複応募の可否について（○が可能、×が不可）

		応募しようとする区分		
		戦略的研究開発領域（提案時代表者）	地球環境問題対応型研究領域	地球環境研究革新型研究領域
追加応募しようとする区分	戦略的研究開発領域（提案時代表者）	×	○	○
	地球環境問題対応型研究領域	○*	×	×
	地球環境研究革新型研究領域	○*	×	×

*戦略型の応募代表者は、問題対応型か革新型のいずれか一つに応募できるが、両区分への重複応募は不可。

- 6) 「地球環境研究革新型研究領域」については、研究代表者を含む研究チームの全ての構成員の年齢が、平成21年4月1日において40歳以下であること。

- ※ 競争的資金制度においては、できるだけ多くの研究者が応募できることが望ましく、特定研究者への研究費の過度の集中を防ぐためのエフォート（研究専従率：年間の仕事時間を100%とするときの当該研究の実施に必要とする時間の配分率）の導入、政府研究開発データベースによる資源配分のチェックが行われていることから、応募に当たっては特定の研究者に偏ることのないようご留意下さい。
- ※ 推進費の研究代表者・参画者におかれでは、可能な限り高いエフォートを確保されるようご留意下さい。

（2）研究に参画する者の要件

研究に参画する者（研究の実施に直接かかわる者）は、国内の研究機関に所属している、又は平成21年4月時点での所属予定の研究者とします。その際、研究報告書の分担部分について責任をもって執筆し、かつ担当研究分野の進捗状況の照会に適切に回答できる研究者を研究チーム構成員として記載して下さい（データ収集のみの担当者等は研究チーム構成員に記載しないで下さい。論文発表時の連名は差し支えありません）。

「所属」とは、非常勤・常勤を問わず職員として従事している場合とします（雇用契約があることを指し、単に委員会嘱等により機関の活動に参画している場合は含みません）。

また、ここで「研究機関」とは、IV-1-(1)-1に示すとおりとします。

（大学院生、名誉教授等は職員ではありません。これらの方は研究参画者として認められませんので、記載しないで下さい。名誉教授が他の大学の教授を兼任している場合、他の大学の教授職として参画することになります。）

（3）研究チームの要件（複数の研究者により研究チームを構成する場合）

本事業における研究チームは、以下の2パターンを想定しています。

- ① 同一の研究機関（研究契約の締結に当たって同一研究機関とされる範囲を想定）に所属する研究者で構成する研究チームから応募する場合
- ② 研究の効率的・効果的推進の観点から複数の研究機関にまたがって研究チームを構成する場合

このうち、②については、研究チームの責任体制の明確化のため、原則として、応募課題を構成するサブテーマは研究機関単位（＝研究契約の単位：大学によっては契約の単位が学部レベルになっている組織もありますので、各機関の契約事務担当者に確認下さい）で構成することとします。1つのサブテーマを2つ以上の研究機関で構成しないで下さい。

研究機関毎にサブテーマ代表者を定めていただくとともに、それらのサブテーマ代表者のうちの1人が研究代表者となり、全体の責任者となります（研究代表者は必ずいずれかのサブテーマ代表者を兼任）。

また、原則として、サブテーマ構成員はそのサブテーマ代表者と同一の機関に所属している必要があります（「所属」とは雇用契約があることを指し、単に委員会嘱等により機関の活動に参画している場合は含みません）。

なお、研究チームは、中間評価における指摘事項への対応及び人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、登録されていない研究機関を新たに加える等の変更はできません。

（4）試験研究機関等の承認

研究代表者及び研究参画者は、予め、次の①及び②の事項についてそれぞれの所属する試験研究機関等の代表者の承認を得て下さい。

- ① 提案に係る課題を所属する試験研究機関等の業務（公務）として行うこと（IV-1.-1)-(1)-1)①の試験研究機関に属する研究代表者又は研究参画者に係る承認については、この限りでない。)
- ② 試験研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行うこと

(5) 研究計画

研究計画は課題全体とサブテーマ毎に、研究期間中の各年度の達成目標（具体的な達成指標であり、定性的な目的ではありません）を整理し、記述していただきます。課題の中間評価及び事後評価においては、研究目標に照らして進捗状況、達成状況が評価されます。

(6) 計上できる研究費

研究契約は、環境省と各研究機関における委託研究契約になります。研究者に対する個人補助ではありません。また、委託契約であるために、委託金について、先払いは原則として行っておりませんのでご注意下さい。

研究費には、直接経費と間接経費があります。応募に際しては、直接経費のみ計上していただきます。直接経費の区分は以下のとおりです。

・項目の区分に当たって

直接経費では、土地を購入する経費、建物を建設・修繕する経費、機関において共通的な老朽備品の修繕・更新のための費用は計上できません。また、推進費による研究プロジェクトの推進を主たる目的としないような「研究者の日常業務に必要な機器」（測定機器制御や特殊なOS用などの特定の用途・理由をもたないパーソナルコンピュータなど）の購入は認められません。

備品についても、原則として認められませんのでご注意下さい。

応募に当たっては、おおよその研究費を記載していただきますが、研究費の最終的な額については、課題選定後に確定します。また、2年目以降の研究費については、研究の進捗状況等に応じて、その都度決定します。

① 人件費

研究課題の実施に際し、ポスドクやその他の研究者、研究支援者を、当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費。ただし、国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人及び国立大学法人等は、常勤の研究者の人件費を計上することはできません。なお、申告した課題における、ポスドク等の研究者の人件費については、申告エフォートが人件費積算根拠になります。

② 諸謝金

③ 職員旅費

④ 試験研究旅費

⑤ 外国旅費

調査研究の実施等のため外国に出張することが必要と認められる場合におい

て、当該出張に必要な経費

⑥ 委員等旅費

⑦ 外国人招聘旅費

研究実施の一環として、外国人研究者又は外国人研究支援者の参加が必要と認められる場合において、当該外国人を招聘するために必要な経費

⑧ 試験研究費

消耗品の購入、通信運搬、借料損料、印刷製本、賃金職員の雇用、雑役務の実施等に必要な経費

⑨ 土地建物等借料

⑩ 招聘外国人滞在費

研究実施の一環として、外国人研究者の参加が必要と認められる場合において、当該外国人が国内に滞在するために必要な経費

※間接経費とは、以下のものをいいます。

研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接研究費に対し一定比率で手当てすることにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用するとともに、競争的資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることを目的として、直接研究費の30%相当を配分するものです。なお、間接経費の主な使途の例示については、別表を参照して下さい。

※研究費は、年度ごとに当該年度分の額を決定します。ただし、課題が当該年度内に終わらない場合で次年度も引き続いて実施する必要があるものであり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰り越すことができるものとします。

ア. 試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難

研究の着手により初めて明らかになる汚染の状況など、当初予期しなかった新たな現象や知見に遭遇した場合、また、研究課題採択から研究計画を確定する間において新たな知見が発生した場合、内外の関連学会等の情報収集や当初の研究方式の再検討などを行う必要があり、それに予想以上の日数を要する恐れがある場合。

イ. 計画に関する諸条件

研究計画実施中において、新技術・新材料及び新規条件の出現、装置等の仕様再検討の必要、研究の進捗状況に応じた評価の実施や優秀な研究者の適時確保の困難、海外研究機関との共同研究における相手先の不測の事態の発生などにより、当初計画の変更を余儀なくされる場合。

ウ. 気象の関係

屋外での調査研究において、台風、豪雨、豪雪等の天候に大きく影響されることとなり、研究の遅延を余儀なくされる場合。

エ. 資材の入手難

研究計画実施上必要となる、特殊な素材や材料（DNAチップなど）の入手

や製作が困難となり、その結果研究の遅延を余儀なくされる場合。
オ、その他のやむを得ない事由（ア～エの事由に類似した事由に限る。）

（7）注意事項

1) 既助成課題の応募の禁止

既に他府省の研究費助成制度による助成（平成 20 年度末をもって終了するものを除く。）を受けている（助成の決定を含む。）研究等と内容が同様と認められる課題について、当該研究等を実施している者（分担を受けて実施する者を含む。）は本制度への応募を行ってはなりません。

また、研究課題代表者及び研究分担者は、本制度への応募後、当該応募に係る課題と内容が同様と認められる課題について、他府省の制度による助成が決定した場合は、直ちに環境省に連絡してください。

なお、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。

2) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択の取消し、委託契約の解除、研究費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

3) 不適正経理等に対する措置

研究費の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により研究費の配分を受けた場合に関し、環境省では「環境省の所管する競争的資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定」（平成 17 年 3 月 22 日大臣官房廃棄物リサイクル対策部、総合環境政策局、地球環境局）を策定しています。研究課題代表者又は研究分担者が関与した場合、研究資金の執行停止、返還、申請資格の制限等、必要な措置を講ずるほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしており、他府省を含む他の競争的研究資金担当課により、競争的研究資金への応募が制限される場合があります。

4) 不正行為に対する措置

研究上の不正行為（研究データのねつ造、改ざん、盗用等）に関し、環境省では「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成 18 年 11 月 30 日総合環境政策局長決定）を策定しています。研究上の不正行為があったと認定された場合、研究資金の執行停止、返還、申請資格の制限等、必要な措置を講ずるほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしており、他府省を含む他の競争的研究資金担当課により、競争的研究資金への応募が制限される場合があります。

5) 研究費の適正な管理について

研究資金の管理が研究機関の責任において適正に行われるよう、環境省では「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 18 年 3 月 30 日総合環境政策局長決定）を策定しています。当ガイドラインに沿った対応により、各研究機関は研究費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を行ってください。

6) 地球環境研究企画委員会委員との接触の禁止

新規課題の採択は、外部有識者からなる地球環境研究企画委員会における評価結果を踏まえ決定しており、委員名は課題採択後ホームページで公表していますが、研究課題代表者及び研究分担者は、採択後も評価に係る事項について委員と接触できません。

2. 制度区分別事項

(1) 戦略的研究開発領域

本研究区分は、あらかじめ環境省が研究プロジェクトの大枠（戦略研究テーマと呼びます）を提示し、戦略研究テーマを構成するにふさわしい具体的な研究課題を公募するものです。

平成21年度は、< S-6 >及び< S-7 >を立ち上げます。応募に当たっては、添付資料2-1及び2-2を参照の上、以下の事項に留意して下さい。

1) 戦略研究テーマとプロジェクト構成研究課題について

① 戦略研究プロジェクトの研究期間と予算規模

戦略研究プロジェクトの研究期間は、平成21年度から3年間の第Ⅰ期と平成24年度から2年間の第Ⅱ期に分け、合計5年間を基本とします。ただし、中間評価を3年目に実施し、第Ⅱ期への移行が適当でないと認められるときは第Ⅰ期にて研究を終了します。

プロジェクト全体としての予算規模は、< S-6 >が2.5億円程度／年、< S-7 >が1.5億円程度／年、プロジェクトを構成する研究課題（今回の募集対象）の予算規模は、数百万円～数千万円／年を想定しています。

② 研究プロジェクトリーダー

戦略研究プロジェクト全体を総括し研究の進捗や資源配分に責任を有する者である研究プロジェクトリーダーは、< S-6 >は（独）国立環境研究所の甲斐沼 美紀子 溫暖化対策評価研究室長、< S-7 >は（独）海洋研究開発機構の秋元 肇 大気組成変動予測研究プログラムディレクターとします。

③ 戦略研究プロジェクトの全体テーマ名

< S-6 >

2008年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットでは、長期目標として、「2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を、UNFCCCのすべての締約国と共有し、採択することを求める」ことで合意しました。この長期目標の達成に向けて、アジア地域で低炭素社会を実現するための研究課題を設定する必要があることから、次に掲げるものを戦略研究プロジェクト全体のテーマ名とします。

『アジア低炭素社会に向けた中長期的政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究』

< S-7 >

2008年6月にとりまとめられた「クリーンアジア・イニシアティブ」（「21世紀環境立国戦略」（2007年6月閣議決定）に掲載）の推進や、2008年5月のG8環境大臣会合において確認された「コベネフィットアプローチの促進」に向けて、東アジアにおけるコベネフィットを考慮した広域大気汚染対策に関する研究が必要であることから、次に掲げるものを戦略研究プロジェクト全体のテーマ名とし

ます。

『東アジアにおける広域大気汚染の解明と温暖化対策との共便益を考慮した大気環境管理の推進に関する総合的研究』

④ 戰略研究プロジェクトの目的と概要

< S-6 >の背景、目的及び概要は次のとおりです。

2008年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットでは、長期目標として、「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を、UNFCCCのすべての締約国と共有し、採択することを求める」ことで合意した。推進費S-3では、日本の二酸化炭素排出量を2050年までに1990年比70%削減する可能性があることを示すとともに、それを実現するための道筋を方策としてまとめた。

しかしながら、2050年までに温室効果ガス排出量世界半減という目標が実現できるかどうかは、2050年に、世界人口の半分以上、温室効果ガス排出量の半分以上のシェアを占めると言わわれているアジア地域で低炭素社会が実現できるかどうかが鍵を握っている。アジア地域においては、先進国が歩んできたエネルギー・資源浪費型発展パスの途を繰り返すのではなく、経済発展により生活レベルを向上させながらも、低炭素排出、低資源消費の社会に移行する必要がある。その発展パスを描くには以下の課題に取り組む必要がある。

第一に、アジア低炭素社会の実現に向けてその帰趣を決めるには、エネルギー技術、社会インフラ、人的資本、制度、社会関係資本・慣習・規範など多くの要素について、多様性に富む地域固有な特性を適切に考慮しつつ、資源・エネルギー確保、貧困解消、環境改善などのアジア各国の抱える諸問題の解決と低炭素社会を実現させるシナリオが求められている。このためには、将来像からのバックキャスティングとその実現に向けたロードマップを描く手法の開発とアジアへの適用が必要である。

第二に、アジア地域においては欧米とは異なる経済状況や発展状況があり、また政治体制や政治文化、地理的条件や都市形態も異なっている。アジア地域において低炭素社会を実現するためには、開発社会経済的観点から見たアジアの低炭素発展基盤を明らかにする必要がある。また、低炭素発展を可能にするアジア域内連携及び国際協力のあり方に関する実証的研究や、気候変動国際枠組み構築に関する国際政治学分析、さらに、主要なアジアの途上国における、ステークホルダーとの対話などを通じた低炭素社会実現のための複数の可能性についての検討が求められている。

第三に、循環型社会構築の必要性が国際的にも共有され、廃棄物問題を端緒とする資源循環の推進は、資源需給の情勢変化とあいまって、資源生産性の向上というより広い政策目標へと展開しつつある。こうした情勢は、中国の「循環経済」に見られるように、アジアの持続可能な発展とも密接に関係しており、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量の抑制にも効果的と考えられる。例えば、鉄鋼、化学、窯業・土石、紙・パルプ、非鉄金属等の素材産業は、現在の我が国でも二酸化炭素排出量の約3割を占めているが、工業化・都市化の進展段階での排出割合はさらに大きく、素材生産に伴う二酸化炭素排出量は今後大きな経済成長が見込まれるアジアにおいて重要な意味を持つ。資源の持続可能な管理・利用の観点を低炭素型の発展シナリオの検討に反映させるとともに、資源循環や資源生産性の向上を低炭素社会の実現施策として織り込むことが必要である。

第四に、低炭素社会実現の一つの大きな要件は、二酸化炭素排出量が少ない交

通体系の構築である。急速な経済成長と人口移動によって、膨張するメガシティと過疎地域との格差が拡大していくとともに、モータリゼーション進展に伴う二酸化炭素排出増加も着実に進んでいくことが予想される。この状況下で、アジア全体としてまた各国独自の国土開発戦略として、活力を損なわざかつ低炭素社会も満足する交通・輸送体系（都市内、都市間、旅客及び貨物輸送）のデザインと、その実現に向けての中長期的なシナリオの提案が希求されている。

以上の課題に取り組むに当たっては、まず、アジア発展シナリオを裏付ける知見を整理し、削減目標の設定を行う。次に、叙述的発展シナリオを作成し共有する。共有される叙述シナリオを基礎に低炭素社会の実現に向けた将来像を詳細に描く。また、シナリオ分析に必要な、資源・循環施策や低炭素交通施策などに係る施策パッケージの提案や、低炭素シナリオ実現を駆動する制度設計を行うとともに、施策実施可能性の分析を行う。これらの成果を、統合モデルのパラメータに翻訳し、テーマ間の整合性も確認しながら定量的分析を行う。

これにより、想定される経済・社会の多様な進展シナリオ下において、アジア諸国を多面的な側面から総合的に低炭素社会へ誘導する政策オプションと、その実現のためのロードマップを策定・提案することが可能となる。このためには、国内関連分野の研究勢力を結集して、総合的に展開する必要がある。

なお、本戦略研究プロジェクトの詳細については、添付資料2-1「平成21年度戦略的研究開発領域課題< S-6 >」を参照下さい。

< S-7 >の背景、目的及び概要は次のとおりです。

近年、経済発展が著しい東アジア地域においてはエネルギー需要が急増し、オゾン・エアロゾルの前駆体物質である窒素酸化物、揮発性有機化合物等、さらには二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が急増している。この結果が、オゾン・エアロゾルの我が国への越境輸送、半球規模でのバックグラウンド汚染の増加に加え、地球規模での温室効果ガスの増大に寄与していると考えられている。

このような問題に対処するためには、これらの大気汚染物質や温室効果ガスの削減対策を個別に実行するのではなく、東アジア地域の大気への環境の負荷を科学的な見地から総合的かつ定量的に評価し、大気汚染物質及び温室効果ガスの効果的かつ効率的な削減対策を実施するという戦略的な対応が必要である。

特に、途上国においては、直接二酸化炭素の排出削減を行う社会的インセンティブが働きにくいのに対して、地域的大気汚染対策は健康影響などの観点からインセンティブが大きく働く。今年開催されたG8環境大臣会合においても途上国におけるコベネフィットアプローチの促進が確認されたところであるが、大気汚染対策の観点からの燃焼効率の改善等は、二酸化炭素の削減につながり、大気汚染対策と地球温暖化対策を同時に進めていく共便益（コベネフィット）の観点から極めて重要である。また大気汚染物質削減による温暖化・気候変動への影響評価も、コベネフィット施策を進める上の科学的ベースとして重要である。

このような状況を踏まえ、大気汚染物質（特に我が国への越境大気汚染の観点から大きな問題となっているオゾンとエアロゾル（特にPM2.5））のソース・レセプター関係を解明し、効果的な削減シナリオを策定して、国際協調による戦略的な東アジアの大気環境管理の推進方策を確立するため、その基礎となる科学的知見が今、強く求められている。

大気環境管理の改善による越境大気汚染対策及びその副次的效果としての地球温暖化対策を推進していくためには、東アジアにおけるオゾン・エアロゾルの

長距離越境輸送について、半球規模・大陸規模の観点から解明し、効果的・効率的な削減シナリオを策定し、EANET（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク）のような既存の国際枠組みを踏まえつつ、国際協調により実行に移していく必要がある。

第一に、我が国への越境大気汚染の寄与割合については、限定的な評価しかなされていないことから、化学輸送モデルによりオゾン・エアロゾルの東アジア域における越境汚染量、半球規模での大陸間輸送量、我が国における生成量を明らかにし、東アジア域からの寄与を定量化する。さらに、アジア地域における集中観測を行い、取得したデータによるモデルの精緻化を図るとともに、我が国への越境汚染に直接関与する発生源の詳細な地域の特定とそれらの地域における排出削減の我が国への感度評価、我が国の NO_x、VOC の排出量の地域別低減必要量の推定、半球規模汚染に対する各大陸からの発生源寄与の感度解析、大気汚染物質削減の気候影響感度評価を行う。

第二に、アジア域における大気汚染物質の排出インベントリについて、衛星・地上観測データによる逆モデル計算や検証（トップダウン方式）、排出実態データに基づく改良（ボトムアップ方式）や時空間分解能の向上により、その高精度化を図り、アジア域の大気汚染物質の排出状況を明らかにする。また、排出削減対策技術による削減可能量や経済コストを評価するために、相手国の協力を得て技術情報を収集して技術導入モデルを開発する。更に、この技術導入モデルの結果を使用して、アジアにおける社会経済活動や別途検討されている温暖化対策シナリオと整合した総合的な大気汚染物質削減シナリオを策定し、温暖化対策とのコペネフィットを評価する。

第三に、東アジア地域の大気環境管理を総合的、効果的に改善して行くための国際的な枠組みに関し、各国の環境管理政策、管理体制を踏まえ、合意形成プロセス設計に向けた課題を明らかにするとともに、上記②で検討された大気汚染物質削減シナリオを踏まえた大気汚染物質削減への道筋を研究する。また、環境影響に基づく大気汚染物質削減目標をベースにした科学と政策の関わりの研究、気候変動対策と大気汚染対策のコペネフィット制度設計について研究する。さらに、東アジアにおける経済統合や地域協力レジームなど環境以外の政治的・経済的動向を踏まえた合意形成の可能性を研究するとともに、アジア各国政策研究者とのネットワーク形成や能力構築を行う。

なお、本戦略研究プロジェクトの詳細については、添付資料2-2「平成21年度戦略的研究開発領域課題< S-7 >」を参照下さい。

⑤ プロジェクト構成研究課題

戦略研究プロジェクトの大枠は上記①～④に記したとおりですが、現時点ではこのプロジェクトを構成する個々の研究課題（研究者名や研究計画・手法等）は未定です。

このため、上記①～④の大枠の下で、戦略研究プロジェクトを構成するにふさわしい研究課題（プロジェクト構成研究課題という）を公募します。

2) プロジェクト構成研究課題の研究体制に関する要件について

下記3)～②に示す公募対象領域毎に募集を行い、それぞれの応募課題毎に提案時代表者を選定いただきます。提案時代表者の要件は、IV-1-(1)「研究代表者の要件」に準じます。

なお、プロジェクト構成研究課題の場合は、他の研究区分への応募課題の場合異なり、採択に際して戦略研究プロジェクト全体としての整合性の確保や重点化を図るために、応募いただいた研究課題に含まれる内容・参画者的一部分だけについて採択するなど、研究課題の構成を大幅に変更した上で採択する場合が想定されますので、その点を予めご留意下さい。

3) その他の留意事項について

① プロジェクト構成研究課題の研究期間と予算規模

研究課題の研究期間と中間評価時期は、上記2-(1)-1)に示す戦略研究プロジェクト全体と同様、平成21年度から第Ⅰ期3年間及び第Ⅱ期2年間の計5年間基本とし、3年目に中間評価を行います。中間評価の結果に応じて、第Ⅰ期のみの研究終了を含め、第Ⅱ期以降の研究計画の再検討を行います。

プロジェクト構成研究課題の予算規模は、数百万円／年～約1億円／年（直接費）の範囲内とします。

② 公募対象領域

プロジェクト構成研究課題の応募とその後の審査をスムーズに進めるため、上2-(1)-1)-③に示す戦略研究プロジェクト全体の研究テーマを、以下のおり、<S-6>については5つ、<S-7>については3つの公募領域に区分します。応募の際に該当する領域を明記して下さい。

<S-6>

<テーマ1>

アジアを対象とした低炭素社会実現のための

シナリオ開発（総括班）・・公募領域 1

<テーマ2>

アジア地域の多面性を踏まえた低炭素発展の可能性と

その評価手法に関する調査研究・・公募領域 2

<テーマ3>

アジアにおける低炭素社会実現のための

国内・国際制度に関する研究・・公募領域 3

<テーマ4>

資源循環・資源生産性の向上による低炭素社会構築に

関する研究・・公募領域 4

<テーマ5>

持続可能な交通システムに関する研究 ・・・・・公募領域 5

<S-7>

<テーマ1>

化学輸送モデルによるオゾン・エアロゾルの

東アジア・半球規模汚染の解析・・公募領域 1

<テーマ2>

アジア域排出インベントリの高度化と大気汚染物質削減シナリオの

策定・評価・・公募領域 2

<テーマ3>

東アジア地域の大気汚染物質削減に向けた合意形成プロセスと

コベネフィットアプローチの制度設計に関する研究・・公募領域 3

(2) 地球環境問題対応型研究領域

個別又は複数の地球環境問題の解決に資する研究プロジェクトです。応募に当たっては、以下の事項に留意して下さい。

1) 研究課題の対象分野と要件

公募の対象となる研究課題は、「II 公募する研究の対象分野」に示した(1)～(4)のいずれか、又は複数を対象とするものとします。

研究課題の目的は、「I 地球環境研究総合推進費の目的と研究の性格」に示す目的に則ったものとします。

本研究資金により実施中の研究や平成21年度の公募に当たって環境省が重点的に募集する必要があると考えている研究例の詳細は、「添付資料(1)：平成21年度新規課題の公募方針」に示しますので、これをご参照下さい。

なお、添付資料(1)は、重点的に公募したい研究例を現時点において想定したものであり、研究例に記載されたもの以外の研究を受け付けない又は採択しないというものではありません。

2) 予算規模

1千万円／年～約1億円／年（直接経費）

採択課題への配分額は、予算状況及び評価結果を勘案し決定しますので、必ずしも提案どおりの予算額が配分されるとは限りません。提案研究内容に対して明らかに過大な予算要求額は、審査の過程で評価委員に不適切な研究計画との印象を与えます。実勢に従って、現実的な予算額を計上願います。なお、これまでの当領域における1課題当たり平均予算額は3千万円～4千万円です（研究の内容に応じて異なります）。

3) 研究期間

原則として3年間を基本としますが、中間評価において高い評価を得て、かつ2回目の中間評価において延長が妥当と評価されたものについては、最長2年間の延長が可能です。ただし、当初計画における達成目標は予定どおり3年で達成を目指します。目標の先送りではなく、更に質的に発展させた研究のために2年間延長するものです。

4) 研究開始後の研究評価

研究開始2年目に中間評価を、研究終了翌年度に事後評価を実施します。なお、中間評価において高い評価を受け、かつ研究期間の延長を希望する研究課題については、研究開始3年目に2回目の中間評価を行い、延長の可否を判断します。

5) 新規採択予定課題数（予算状況や課題の評価結果により変わる場合があります） VI-1.-⑥を参照してください。

(3) 地球環境研究革新型研究領域

上記（2）地球環境問題対応型研究領域と同様、公募に際して研究テーマを特定せず、地球環境問題の解決に資する、特に新規性・独創性・革新性の高い地球環境研究課題を広く公募します。

研究代表者及び研究参画者の全てが平成21年4月1日時点で40歳以下であることを要件とします。ただし、出産・育児による休業のため研究活動ができなかつた者に対し、年齢制限を緩和する場合があります。詳細は研究調査室までお問い合わせ下さい。（連絡先は巻末を参照）

1) 研究課題の対象分野と要件

IV-2.-(2)-1)に同じ。

2) 予算規模

約1千万円／年（直接経費）

3) 研究期間

1年間又は2年間（応募時に研究代表者が選択）。

4) 新規採択予定課題数（予算状況や課題の評価結果により変わる場合があります）
10課題程度を予定しています。

(4) 国際交流研究（エコ・フロンティア・フェローシップ：EFF）

（1）戦略的研究開発領域、又は（2）地球環境問題対応型研究領域における研究を進める上で、海外の優秀な研究者（若手研究者を中心として）を、国内の受け入れ研究者のもとへ招聘して行う共同研究のためのフェローシップ制度です。

1) フェローの要件

以下の全てに該当する者とします。

- ・日本国籍又は日本の永住権を有しない者
- ・自然科学又は人文社会科学部門における博士号取得者又は同等の学位・資格を有する者。但し、先進国以外の国において当該学位・資格を得た場合は、先進国における研究活動歴が3年以上ある者又は同等の実力を有すると認められる者
- ・研究活動に支障のない健康な者
- ・日本語または英語に堪能な者

2) 受け入れ研究者・受け入れ機関の要件

フェローを受け入れる研究者（受け入れ研究者）の所属する受け入れ研究機関は、現在、推進費の研究費配分を受けており、平成21年度にも継続して研究費配分を受ける見込みのある戦略型・問題対応型研究課題における研究代表者又はサブテーマ代表者の所属する研究機関に限ります（なお、戦略型課題であって、初年度から来日手続きを含め十分な研究期間を確保することができ、かつ確実に研究に従事することができると認められる場合はこの限りではありません）。受け入れ研究者は当該研究課題の研究代表者又はサブテーマ代表者とします。

本研究区分（国際交流研究）の場合、フェローの入出国手続きや住居の選定、各種手当への支給など、日本滞在のための各種事務作業は、環境省より委託を受けた業者が一括して行うこととなっています。このため、受け入れ研究者は、フェローとの共同研究の推進に専念することが可能となります。

3) 研究課題の提案者（応募者）

受け入れ研究者が、研究課題に関する応募書類の提案者（応募者）となっていた

だきます。なお、受け入れ研究者一人当たり、既に受け入れているフェローを含め、最大で3名までのフェローを受け入れることが可能です。このため、平成21年度に継続するフェローのいない研究者の場合は、最大3課題（フェロー3人）の応募が可能となります。

4) フェローの実施する研究課題（国際交流研究課題）の要件

フェローの実施する研究課題は、受け入れ研究者が参画している本研究資金による研究プロジェクトもしくは研究課題（親課題と呼びます）の一部を構成する研究とします。具体的には、親課題の中の1つのサブテーマ又はサブサブテーマをフェローが担当することとなります。

このため、フェローの実施する研究課題とその親課題との関係は、原則として、現在実施中で平成21年度も継続する研究課題（親課題）に、新規のサブテーマ又はサブサブテーマ（フェローの実施する研究課題）を加える場合が想定されます。

5) 予算規模

- ① 研究費：2～3百万円程度／課題／年
- ② 滞在費等：
 - ・招聘旅費（原則として日本までの航空運賃）
 - ・生活費（月額30万円）
 - ・住居手当（月額最高限度10万円）
 - ・移転料（最高限度20万円）
 - ・家族手当（同伴家族がある場合、その人数にかかわらず月額5万円）
 - ・健康保険料
 - ・国内旅費

6) 研究期間（滞在期間）

原則3ヶ月～12ヶ月

7) 研究開始後の研究評価

研究評価は、親課題の中間・事後評価において行います。

8) 新規採択予定課題数（人） （予算状況や課題の評価結果により変わる場合があります）

数課題（人）程度を予定しています。

9) フェローシップ制度の詳細について

フェローシップ制度の詳細については、EFFマニュアル及びEFFパンフレットをご覧下さい。これらは、(社)国際環境研究協会で配布していますので、必要な場合は、同協会に直接ご連絡下さい。((社)国際環境研究協会 TEL03-3432-1844 FAX03-3432-1975)

V 応募書類及び提出方法

1. 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は、研究区分（研究制度）毎に以下のとおりとします。必ず、添付資料（3）応募書類様式に従って下さい。

- (1) 戦略的研究開発領域 → 「H21戦略研究プロジェクト構成課題応募様式」
- (2) 地球環境問題対応型研究領域 → 「H21地球環境問題対応型研究課題応募様式」
- (3) 地球環境研究革新型研究領域 → 「H21地球環境研究革新型研究課題応募様式」
- (4) 国際交流研究（エコ・フロンティア・フェローシップ：EFF）
→ 「H21国際交流研究応募様式」、推薦状（1名、A4サイズ1枚以内、推薦者のサイン必要、その他様式自由）、発表論文のコピー（3編以内）*

*推薦状（推薦者1名分）及び発表論文のコピーは、書面によるものを別途研究調査室宛に郵送していただきます。

*課題の採択内定後、フェローの推薦状（推薦者2名）及び健康診断書1通を追加提出していただきます。

プリントアウトではなく、電子ファイルで提出していただきますので、ご注意ください。応募書類の作成に当たっては、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/policy/tech/koubo.html>）の「新規課題公募に関する案内ページ」から、必ず、様式ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。また、推進費の詳細については、以下の推進費ホームページ（<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>）を参照してください。昨年度版の様式ファイルは絶対に使用しないで下さい。

◎国際交流研究の推薦状及びフェローの執筆論文のコピーの送付先

推薦状（コピー又はFaxでも結構です）とフェローの執筆論文を、各10部コピーの上、送付して下さい。送付先は、下記のとおりです。

○送付先の住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

○宛先は「環境省地球環境局総務課研究調査室 推進費担当宛」として下さい。

○電話番号はTEL:03-3581-3351（内線6734）

○封筒等の表に、必ず、赤字で「新規EFF推薦状等在中」と記して下さい。

2. 応募手続きについて

（1）応募の方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での応募とします。その際、研究実施に係る所属研究機関の承認書及び研究分担に係る承諾・承認書の提出が必要です。

（2）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募について

①府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続きから成果報告等に至る一連のプロセスをインターネットを経由して処理する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字にElectric（電子）の頭文字を冠したもので

②システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り環境省にて受け付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

地球環境研究総合推進費のホームページ
(<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>) およびシステムのポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよく確認の上、問い合わせてください。
なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境省地球環境局 総務課研究調査室	03-3581-3351（代表）内線6734 e-mail : suishinhi@env.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 (受付時間帯) 午前9：30～午後5：30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始（12月29日～1月3日）を除く

③システムの使用に当たっての留意事項

ア. システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受け付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

イ. システムの利用可能時間帯

平日は、午前6：00より翌午前2：00までを利用可能時間帯とします。日曜日は、午後6：00より翌午前2：00までを利用可能時間帯とします。土曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は運用停止とします。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

ウ. 研究機関の登録

システムを経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

エ. 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

オ. 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で

利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

④システムを利用した応募の流れ



⑤注意事項

- ・システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。
- ・制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
- ・申請書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、ポータルサイトを参照してください。
- ・申請書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトの操作方法を参照してください。公募時にアップロードできるファイルの最大容量は3MBです。
- ・申請書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルへ変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトを参照してください。
- ・申請者の希望による環境省宛提出後の修正は認められません。ただし、環境省から申請者宛に記入間違い・記入漏れ等の修正を依頼する場合があります（修正依頼）。所要の訂正を行った上で府省共通研究開発管理システムにより再提出いただき、指摘箇所が修正されていることを当方が確認した時点で受理とします。
- ・申請書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。提出締切までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります（提出締切時点で「修正依頼」となっている提案書類も無効です）。

（3）提出に当たってのその他の留意事項

提案者が責任を持って当方への送付・提出を行っていただきます。提案者は、「地球環境問題対応型研究領域」又は「地球環境研究革新型研究領域」の場合は研究課題代表者、「国際交流研究」の場合は受け入れ研究者です。

なお、国立試験研究機関（国立大学法人や大学共同利用機関法人は含まれません）又は独立行政法人研究機関に所属する研究者が研究代表者となる場合は、事前に必ず、所属又は所管府省の窓口担当にも応募した旨を連絡するとともに応募書類を提出するようにして下さい※。

また、研究代表者に限らず、国立試験研究機関、独立行政法人研究機関に所属する研究者が応募課題への参画研究者となる場合でも、所属又は所管府省の窓口担当に応募した旨を連絡して下さい。

※契約事務及び予算の配分時には、所属・所管府省の窓口担当に事務手続き等をお願いしますので、事前に応募の件を把握いただくことが、採択後の円滑な事務執行に役立ちます。

3. 応募書類の受付期間について

平成20年10月10日(金)～平成20年11月10日(月)15:00まで（必着）

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募課題として受け付けません。例年、締切日時を過ぎてから何件か応募がありますが、一切受理していません。

また、例年締め切り間近に申請が集中し、受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕をもって申請して下さい。

※締切日時は、記入間違い等の訂正による再提出も含めた締切日時です。締切間際に提出されて記入間違い・記入漏れがあった場合、問題点は指摘しますが、訂正版の提出が締切時刻を過ぎると一切受理できませんので、余裕をもって提出下さい。

4. その他必要な事項

特許権等の研究開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させ得るものとします。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

その他、以下の資料を参照して下さい。

今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)（平成18年3月中央環境審議会）」を参照のこと。
<http://www.env.go.jp/council/toshin/t02-h1807.html>

<http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

また、今後取り組むべき生物・生態系研究開発課題の例などについては、「生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループ報告書(平成16年7月総合科学技術会議)」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/project/envpt/report/bioeco-j.pdf>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評

価指針（平成 18 年 10 月 19 日総合環境政策局長決定）」を参照のこと。
<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.html>

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置については、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」を参照のこと。
http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h18/pdf/sisin_h18.pdf

研究開発費の不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成 17 年 3 月 22 日環境省）」を参照のこと。
<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>

公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議）」を参照のこと。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成 18 年 2 月 28 日総合科学技術会議）」を参照のこと。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>

データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応方針（平成 18 年 11 月 30 日総合環境政策局長決定）を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/gl.pdf>

配分先全てにおいて環境省から配分される競争的資金を適正に管理するための必要な事項を示したガイドラインについては、「環境省における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 3 月 30 日総合環境政策局長決定）」を参照のこと。

http://www.env.go.jp/policy/tech/kansa_guideline.pdf

VI 新規課題の採択方法について

1. 審査の方法について

○ 審査は非公開で、以下の手順により行います。提出されたファイル等は返却しません。

（1）プレ審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された研究対象、研究課題代表者、研究課題の各項目が要件を満たしているかどうかについて、環境省が審査します。その際、例えば公募要項の「II 公募する研究の対象分野」に示すいずれの分野にも該当しない場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

なお、課題の応募先が適切なものとなるよう、昨年度と同様に総合環境政策局環境研究技術室の「環境研究・技術開発推進費」と同時に新規課題の公募を行います。このため、環境省側においては、応募課題が両推進費のいずれの枠組で研究される

ことが適切かという観点から、必要に応じて課題の相互調整を行います。

(2) 第一次審査（スクリーニング）

プレ審査を通過した応募課題について、外部学識経験者及び環境省が応募書類を見て第一次審査（スクリーニング）を行います。審査の結果として、第2次審査（ヒアリング）が時間的に可能な課題数（通例、応募数のおよそ半数）まで応募課題を絞り込みます。

(3) 第二次審査（ヒアリング）

第一次審査を通過した応募課題について、平成21年1月中旬～2月中旬にヒアリングを行います。第二次審査では、代表者によるプレゼンテーション及び質疑応答に対し、外部学識経験者及び環境省が合同で審査を行い、採択課題候補案を選定します。この案は、地球環境研究企画委員会に諮ります。

(4) 審査の観点

応募課題の審査は、①地球環境研究としての科学的な適切性、②研究の構成、計画、予算など実施面での適切性、及び③環境政策における行政ニーズへの貢献の3つの観点から総合的に行います。

特に、③の行政ニーズについては、添付資料(1)のⅡに研究分科会ごとに記載しています。「2) 研究の進展と今後の課題」において今後求められる研究課題の全体像を説明し、「3) 平成21年度において行政ニーズが特に高い研究」において平成21年度に特に採択したい課題を記載しています。

(5) 平成21年度の新規課題の採択数の見込み

新規課題の採択数は予算に依存しますが、昨年度は研究分科会毎の採択率をほぼ均等に揃えた結果、地球環境問題対応型研究領域については、各研究分科会で1～4課題の新規課題を採択しました（特別募集枠は除く）。平成21年度の新規課題の見込みとしては、概ね、添付資料(1)のⅡにおける「3) 平成21年度において行政ニーズが特に高い研究」から1～2課題を、「2) 研究の進展と今後の課題」から残りの課題を採択することを想定しています。なお、2) 又は3) のいずれにも該当しない研究テーマであっても、採択される可能性があります。

2. 審査結果の通知及び採択の予定について

審査結果については、集計終了後に、評価コメントと併せて研究課題代表者へ通知する予定です。

新規課題の採択は、2月中に開催予定の地球環境研究企画委員会及びその後の財務省による承認を経て決定します。2月下旬までに概ねの情勢が判明する予定です。なお、採択に当たって、研究チームの構成等に条件が付与される場合があります。

VII その他

1. 問い合わせ方法

公募全般に対する問い合わせは、原則として電子メールにてお願いします。他の電子メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名（題名）は「公募問い合わせ」

として下さい。

環境省地球環境局総務課研究調査室 推進費担当 (suishinhi@env.go.jp)

なお、特に国立試験研究機関及び独立行政法人研究機関の研究者の方からは、研究費の執行や委託契約に関することなど、当方ではなく、所属・所管府省又は所属機関の仕組みに係る問い合わせが、例年、多数寄せられます。所属する研究機関や各府省の担当窓口に確認した上で、それでも不明な点があれば問い合わせていただきますようお願いします。

2. 添付資料

本要項には、以下の資料が添付されています。

- (1) 平成21年度新規課題公募方針
- (2) 平成21年度戦略的研究開発領域課題
 - (2-1) 「アジア低炭素社会に向けた中長期的政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究」< S-6 >
 - (2-2) 「東アジアにおける広域大気汚染の解明と温暖化対策との共便益を考慮した大気環境管理の推進に関する総合的研究」< S-7 >
- (3) 応募書類様式
- (4) 国際交流研究実施要領
- (5) 研究実施に係る承認書／研究分担に係る承諾・承認書様式

<担当>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省地球環境局総務課研究調査室

TEL:03-3581-3351 (内線6734)

FAX:03-3581-4815

suishinhi@env.go.jp

※地球環境研究総合推進費のホームページ：

<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>

(別表)

間接経費の主な使途の例示

研究機関において、当該研究課題遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内旅費、会議費、印刷費
など

○研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －研究棟の整備、維持及び運営経費
- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- －設備の整備、維持及び運営経費
- －ネットワークの整備、維持及び運営経費
- －大型計算機（スペコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- －図書館の整備、維持及び運営経費
- －圃場の整備、維持及び運営経費
など

○その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
- －広報事業に係る経費
など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。